

< 修正箇所抜粋版 >

ふじさわ環境白書 2025（二次案）

藤沢市環境基本計画
藤沢市地球温暖化対策実行計画
令和 6 年度年次報告

～地域から地球に拡がる環境行動都市～



藤 沢 市

は し め に

『ふじさわ環境白書 2025』は、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の進行状況を管理し、本市における環境の現状を 2024 年度（令和 6 年度）の実績や状況を公表することで、市民や事業者の環境に対する意識の醸成を図るものです。

本市では、1996 年度（平成 8 年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998 年度（平成 10 年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまちー藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010 年度（平成 22 年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国連総会では、2015 年（平成 27 年）に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が、COP21 では「パリ協定」が採択され、国内では、2018 年（平成 30 年）に「気候変動適応法」制定後、同法に基づき「気候変動適応計画」が策定されました。また、2020 年（令和 2 年）に「2050 年カーボンニュートラル宣言」が表明されるなど、環境をとりまく国内外の情勢が大きく変化してきました。

こうした状況を踏まえ、2021 年（令和 3 年）2 月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の計画期間が 2022 年度（令和 4 年度）までのところ、満了を待たず 1 年前倒して 2021 年度（令和 3 年度）に改定しました。また、2023 年度（令和 5 年度）には、市域の脱炭素化の一層の推進を図るため、これまで環境施策に係る推進体制として設置していた「藤沢市環境政策推進会議」を「藤沢市環境政策推進本部会議」に改め、私を本部長とする体制へと強化しました。

一方、2025 年（令和 7 年）2 月には、政府の「地球温暖化対策計画」が改定され、「第 7 次エネルギー基本計画」が閣議決定されるなど、温室効果ガス排出削減と経済成長の両立を目指す GX 国家戦略（GX2040 ビジョン）の推進が図られています。本市でもこのような政策の動向を注視しながら、環境への取組を進めています。

本書では、第 1 部で「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組などを取り上げています。第 2 部では、「藤沢市環境基本計画」にある「地域から地球に広がる環境行動都市」を創造するための 5 つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について、第 3 部では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組について記述しています。

2024 年度（令和 6 年度）における「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の指標の達成状況については、継続項目を除く指標 13 項目のうち 8 項目で達成、5 項目で一部未達成の状況となっています（その一覧は、資料編の 256-259 ページ）。

今後も「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図り、より良い環境を享受できるよう、計画の進行管理に努めてまいります。

本書が市民や事業者の皆さんの環境への意識をより一層高め、温暖化対策としての脱炭素をはじめ具体的に環境保全に取り組んでいくための参考となれば幸いです。

終わりに、本書の編纂に当たり、資料の作成及びご提供をいただきました関係者各位に対し深く感謝いたしますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【市の花】



フジ

【市の鳥】



カワセミ

【市の木】



クロマツ

2026 年（令和 8 年） 1 月

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

進を 3 本柱として対策が行われています。

※環境省『次世代モビリティガイドブック 2019－2020』によると、次世代自動車とは、「窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車」で、ハイブリッド自動車（HV）・電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・天然ガス自動車（CNG）等を指します。

（２）水環境の保全対策

① 水質汚濁対策

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（以下、健康項目）について定められたものと、「生活環境の保全に関する項目」（以下、生活環境項目）について定められたものがあります。健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがある物質を選定して、公共用水域（河川、湖沼、海域等）及び地下水それぞれに全国一律の基準が定められています。生活環境項目では、河川、湖沼、海域ごとに、水道や水産などの利用目的に応じた水域類型で基準値を定め、国又は都道府県が各公共用水域の水域類型指定を行うことで水域の環境基準が決められています。

国及び都道府県等は、1970 年（昭和 45 年）に制定された「水質汚濁防止法」（「水濁法」）に基づき、全国の水質汚濁の状況を常時監視するため、都道府県知事が毎年作成する水質測定計画に従って公共用水域及び地下水の測定を行っています。2023 年度（令和 5 年度）の公共用水域における環境基準に対する達成率は、健康項目（27 項目）では 99.0% と高い値を示しています。生活環境項目のうち、有機汚濁の指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）又は COD（化学的酸素要求量）は、水域別では、河川 93.8%、湖沼 52.5%、海域 78.7% でした。地下水質の概況調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの一部の項目で基準の超過がみられます。2013 年（平成 25 年）の「水質汚濁防止法」の改正を受けて、国は水環境における放射性物質の常時監視に努めており、翌年から全国の公共用水域及び地下水それぞれ 110 地点でモニタリング調査を実施しています。

日本では都市用水（生活用水及び工業用水）の約 25% を地下水に依存しているため、地下水の保全対策も重要な課題となります。「水濁法」では、工場・事業場からの有害物質を含む汚水等の地下水浸透を禁止しています。2011 年（平成 23 年）の同法の改正により、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、施設の構造等に関する基準の遵守、構造等の定期点検の実施を新たに義務付けるなどの措置が導入されました。

近年、有機フッ素化合物（PFAS）が国内においても局地的に比較的高濃度で検出されたことから、新たな問題として関心が高まっています。代表的物質である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されているため、2020 年（令和 2 年度）に人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、暫定目標値が 50ng/L（PFOS と PFOA の合計値）に設定されました。2023 年（令和 5 年）に地方公共団体が実施した公共用水域及び地下水質測定（常時監視）の結果は、公共用水域の測定地点 1,117 地点、地下水の測定地点 961 地点、そのうち指針値（暫定）を超過した地点数は公共用水域 56 地点、地下水 186 地点でした。また、2024 年（令和 6 年）6 月に内閣府の食品安全委員会が PFOS 及び PFOA について健康影響に関する指標値として耐容一日摂取量（TDI）を設定し、それを受け要監視項目の指針値が設定されました。

から資源やエネルギーの回収を進め、リサイクル施設の整備といった 3R を総合的に推進するための概ね 5 ヶ年間の地域計画を策定します。市町村は、こうした地域計画の中でごみの発生抑制、リサイクル、エネルギー回収、最終処分量の減量化などの 3R 推進のための目標を明確にしています。

我が国の一般廃棄物の年間総排出量は、1989 年（平成元年）以降毎年 5,000 万 t 超が排出されており、2000 年度（平成 12 年度）に 5,483 万 t となりました。2001 年度（平成 13 年度）以降は減少傾向にあり、2023 年度（令和 5 年度）は、3,897 万 t（東京ドーム約 105 杯分）、国民 1 人 1 日当たり 851g となっています。この一般廃棄物の処理方法には、焼却など減量化を目的とした中間処理と埋め立ての最終処分があります。中間処理のうち、直接焼却処理された量は 3,024 万 t であり、直接焼却率はごみの総処理量の 80.3% となっています。また直接埋立処理された量は 31 万 t であり、直接埋立率はごみの総処理量の 0.8% となっています。中間処理の^{ざんき}残渣量は 726 万 t であり、このうち再生利用された量は 441 万 t、埋立処理された量は 284 万 t となっています。また、再生業者等に直接搬入された量は 182 万 t となっています。

2023 年度（令和 5 年度）末における一般廃棄物最終処分場の残余年数は 24.8 年であり、前年度の 23.4 年からわずかに増加しています。残余容量は 95,751 千 m³ であり、昨年度より減少しています。

ごみ収集について、1,741 市区町村のうち収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,427 市区町村（82.0%）、事業系ごみに関しては 1,513 市区町村（86.9%）となっています。

また、粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,169 市区町村（67.1%）、事業系ごみに関しては 1,507 市区町村（86.6%）となっています。

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収を合わせた総資源化量は 763 万 t で、リサイクル率^{*}は 19.5% となっています。

一方、産業廃棄物の排出量は、2022 年度（令和 4 年度）は約 3 億 7,400 万 t であり、2021 年度（令和 3 年度）と比較して約 180 万 t の減少となっています。その処理状況については、再生利用量は 2 億 269 万 t、減量化量は 1 億 6,236 万 t、最終処分量は 902 万 t となっており、前年度と比較して、再生利用量は 103 万 t の減少、減量化量は 141 万 t の減少、最終処分量は 19 万 t の増加となります。

※ [(直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量)] × 100

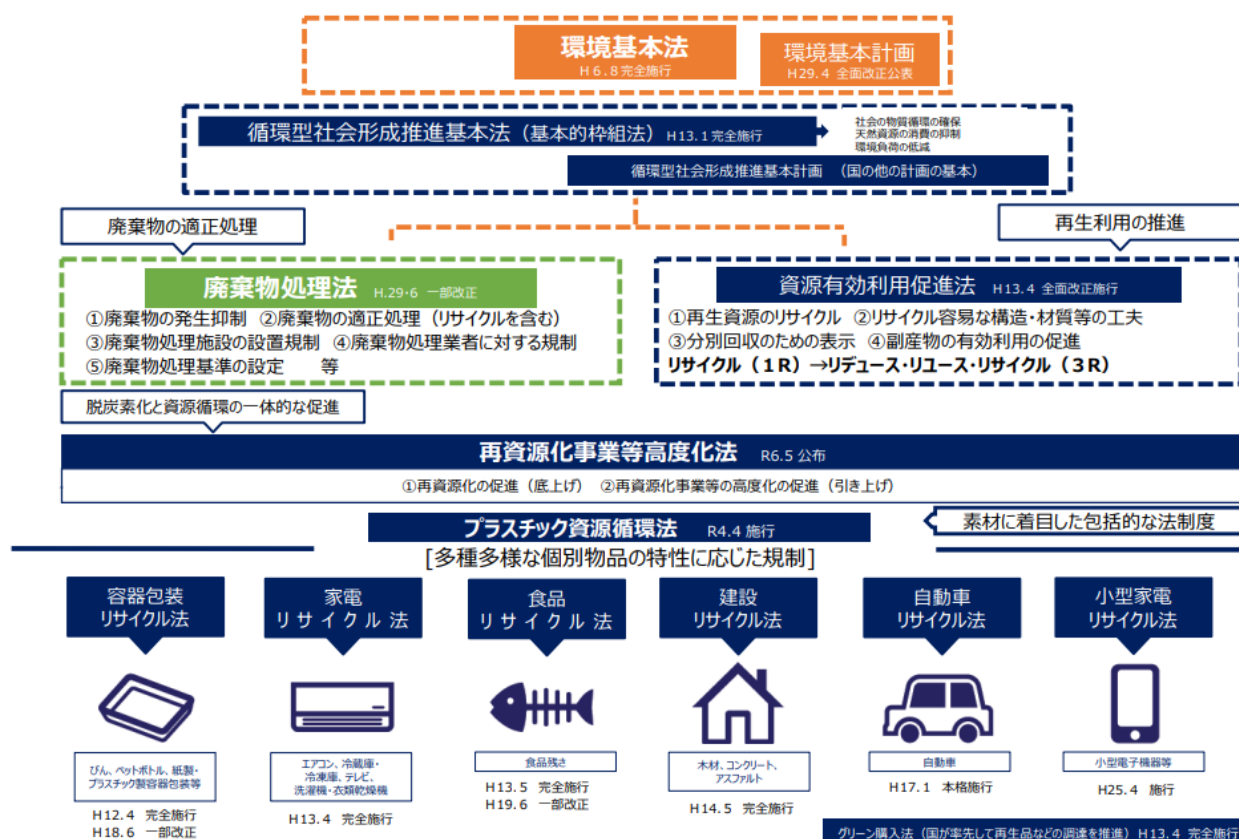
(2) 循環型社会形成のための法体系

廃棄物・美化担当

循環型社会形成に向けては、廃棄物の適正処理及びリサイクル推進のための法改正や新法制定など、法整備が進んでおり、すでに制定されている容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法と合わせて、循環関連 6 法などにより、廃棄物・リサイクル関連法が体系的に整備されています。

これらの法制度を基盤として、3R を促進するとともに廃棄物の適正処理を確保することにより、循環型社会を構築していくことが重要となります。

【循環型社会を形成するための法体系】



（出典）環境省資料

※個別のリサイクル法は、「廃棄物処理法」などの枠組みの中で、それぞれの特性に合わせてリサイクルを推進する特別法に当たります。

①「容器包装リサイクル法」

環境事業センター

廃棄物の中でも、容器包装廃棄物は容積比で家庭ごみの約 6 割、重量比で約 3 割と大きな割合を占めており、また、技術的にリサイクルが可能にも関わらず、リサイクルがほとんど実施されていなかった背景から、容器包装廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを促進することにより廃棄物全体の減量を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が 1995 年（平成 7 年）に制定、1997 年（平成 9 年）4 月に施行されました。この法律では、以下のとおり消費者・市町村・事業者の役割分担などが規定されています。

◇消費者の役割「分別排出」

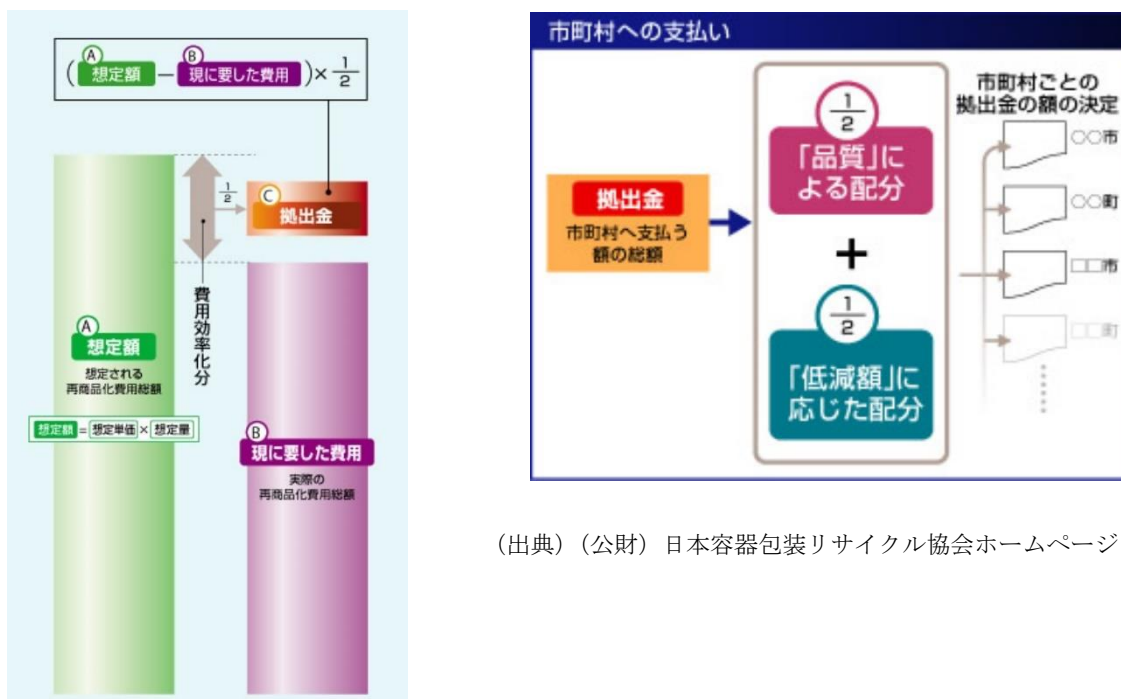
消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準に従って徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

◇市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する 5 ヶ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出を徹底し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

【市町村への資金拠出制度の概要】



(出典) (公財) 日本容器包装リサイクル協会ホームページ

「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合、その低減額の2分の1を市町村に拠出。

◇プラスチック製レジ袋の有料化

2019年(令和元年)12月、「プラスチック資源循環戦略」において重点戦略の1つとされるリデュース等の徹底の一環として、容器包装リサイクル法の関係規則が改正され、事業者による排出抑制促進の枠組みを生かしつつ、消費者のライフスタイル変革を促すため、プラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化が規定されました。これに従い2020年(令和2年)7月1日から、海洋生分解性プラスチックやバイオマス素材の配合率が一定以上等のものを除くプラスチック製買物袋が有料化されています。レジ袋の国内流通量は、**有料化前の**2019年(令和元年)には約20万tだったものが、**有料化後の**2022年(令和4年)には約12.5万tとなっています。

②「家電リサイクル法」

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品は、高度成長期以降、家庭の必需品として、幅広く普及してきましたが大型で重量があることから、市町村での適正処理・リサイクルが困難であり、大部分が埋め立てられていました。また、フロン類によるオゾン層破壊、廃家電に含まれる重金属などの有害物質による環境汚染も問題となっており、このような状況から、家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が1998年(平成10年)6月に制定されました。そして、同年12月には施行令が公布され、特定家庭用機器としてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが指定され、2001年(平成13年)4月から施行されました。この法律は、家電のリサイクル法としては、世界初の法律であり、その意義は大きいと言えますが、リサイクル費用負担の問題、不法投棄対策などが課題となりました。そこで、環境省と経済産業省は、「家電リサイクル法」附則にある「政府は、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、家電リサイクル制度の評価や中央環

クルの推進を支援するものです。

これらの法律の大きな意義は、「循環型社会形成推進基本法」から個別のリサイクル法までが一体的に整備されたことと、拡大生産者責任（EPR）と排出者責任が明記されたことです。

これらの法律にはまだいくつかの課題も残されていると言えますが、循環型社会の実現に向けて一歩前進したものと言えます。

④「自動車リサイクル法」

不適正な処理により大気放出されたフロン類がオゾン層を破壊し、生態系を変化させる問題や鉄スクラップ価格の低下の影響などにより、自動車ユーザーが処理費を負担して使用済自動車を引き渡す状況が起こるとともに、使用済自動車の不法投棄・不適正処理の懸念が生じる状況があったことから、第5番目の個別リサイクル法として、平成14年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定、平成17年1月から完全施行されました。

この法律では、自動車製造業者を中心として関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることとしています。

⑤「小型家電リサイクル法」

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CDやMDプレーヤー等の音楽機器、ゲーム機などの小型家電には、「ベースメタル」と言われる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と言われています。

しかし、こうした都市鉱山は、現在有効に活用されていないのが実情です。捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約2割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押入れなどで眠っているものもあります。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（「小型家電リサイクル法」）が2012年（平成24年）8月に定められ、2013年（平成25年）4月1日から施行されました。

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電4品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、それまでの法律で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。

「家電リサイクル法」では、対象品目を製造したメーカーにリサイクルを義務付けており、消費者が使用済みになった対象品目を引き渡す方法は、全国どこでも同じです。一方、「小型家電リサイクル法」では、市町村が使用済み小型家電の回収を行うことになっており、具体的にどの品目について回収を実施するか、また、どのように使用済みの小型家電を回収するかは、それぞれの市町村が決定することとなっています（本市の対応については、155ページ参照）。

第 2 部 藤沢市の環境の現況と取組

《環境像 1》

I 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

1 大気の保全

環境目標 1－1

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)
大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 光化学オキシダントが未達成となっており、全国でも 0.1% (1/1,174 局) と極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	一部未達成※1	一部未達成※1	一部未達成※1	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2007 年度 (平成 19 年度) 以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2
ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準の達成	取組・結果等について 調査開始以来環境基準については達成を継続しています (2022 年度 (令和 4 年度) から隔年調査に変更)。 今後の取組・対策等について 引き続き、隔年で測定を行います。	達成	達成	達成 (参考)	達成※2
微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準の達成	取組・結果等について 2015 年度 (平成 27 年度) 以降は環境基準の達成を継続しています。 今後の取組・対策等について 引き続き、測定を行います。	達成	達成	達成	達成※2

※1 監視対象 5 物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全 4 局で未達成。

※2 2020 年度 (令和 2 年度) 時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

イ 適合状況

(ア) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(イ) 一酸化炭素

測定している全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(ウ) 浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

(エ) 二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

(オ) 光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令が **3回**ありました。

(カ) 微小粒子状物質（PM2.5）

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

令和 6 年度 大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

項目		一般環境大気測定局				自動車排出 ガス測定局
		藤沢 市役所	湘南台 小学校	御所見 小学校	明治市民 センター	藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値 (ppm)	0.000		0.001	0.001	
	年間 2%除外値 (ppm)	0.001		0.001	0.001	
	環境基準 (長期的評価)	○		○	○	
	環境基準 (短期的評価)	○		○	○	
一酸化炭素	年平均値 (ppm)	0.2				0.3
	年間 2%除外値 (ppm)	0.4				0.5
	環境基準 (長期的評価)	○				○
	環境基準 (短期的評価)	○				○
浮遊粒子状 物質	年平均値 (mg/m ³)	0.013	0.013	0.013	0.016	0.013
	年間 2%除外値 (mg/m ³)	0.033	0.035	0.032	0.043	0.035
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.009	0.009	0.010	0.009	0.010
	年間 98% 値 (ppm)	0.024	0.025	0.024	0.023	0.025
	環境基準	○	○	○	○	○
光化学オキ シダント	昼間の 1 時間平均値 (ppm)	0.038	0.037	0.034	0.038	
	1 時間値の最高値 (ppm)	0.126	0.159	0.136	0.141	
	環境基準 (短期的評価)	×	×	×	×	
微小粒子状 物質 (PM2.5)	年平均値 (μg/m ³)	8.1	7.3	8.1	8.8	8.7
	1 日平均値の年間 98%値 (μg/m ³)	19.5	19.3	20.5	20.8	21.0
	環境基準 (長期的評価)	○	○	○	○	○
	環境基準 (短期的評価)	○	○	○	○	○

備考：この表中○は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していることを示す。×は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していないことを示す。昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を指す。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目	測定局名	藤沢市役所				
	年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
二酸化硫黄(ppm)		0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
一酸化炭素(ppm)		0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.011	0.010	0.011	0.011	0.013
二酸化窒素(ppm)		0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)		9.6	8.3	7.5	8.0	8.1

測定項目	測定局名	湘南台小学校				
	年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001*	
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.014	0.012	0.013	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)		0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)		7.7	7.0	7.1	6.6	7.3

※ 令和 5 年 5 月 30 日に測定廃止としたため、参考値になります。

測定項目	測定局名	御所見小学校				
	年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.012	0.011	0.012	0.011	0.013
二酸化窒素(ppm)		0.013	0.013	0.012	0.010	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)		8.7	8.1	8.3	7.6	8.1

測定項目	測定局名	明治市民センター				
	年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.016	0.014	0.014	0.016	0.016
二酸化窒素(ppm)		0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)		9.5	8.5	8.3	8.5	8.8

光化学スモッグ注意報発令回数

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発令回数（湘南地域）	0	2	0	1	3

② 簡易法による二酸化窒素の環境調査

環境保全課

<内 容>

分子拡散法による二酸化窒素の調査を市内 22 地点で実施しました。

<効 果>

令和 6 年度においても大気汚染常時監視データとの比較により市内の二酸化窒素濃度を把握しました。前年度と比較し、全ての測定地点で大幅な変化はありませんでした。

令和 6 年度 二酸化窒素簡易測定結果

単位：ppb

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	9	辻堂市民センター	10
片瀬市民センター	8	下藤が谷ポンプ場	8
明治市民センター	10	荏田出張所	11
中里市民の家	9	石名坂環境事業所	10
遠藤市民センター	9	湘南大庭市民センター	9
長後市民センター	10	しぶやがはら保育園	10
六会市民センター	9	リサイクルプラザ藤沢	15
辻堂青少年会館	10	善行中学校	8
江の島サムエル・コッキング苑	6	藤沢橋	12
村岡公民館	9	湘南台小学校	10
片瀬中学校	9	御所見小学校	12
		市内 22 地点の平均	10

③ 公害関係分析事業

環境保全課

◇ 大気関係

<内 容>

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数 延べ 538 検体

<効 果>

令和 6 年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

④ 有害大気汚染物質調査

<内 容>

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について、藤沢市役所及び藤沢橋で月 1 回、御所見小学校で年 2 回の測定を行い、調査を実施しました。

<効 果>

令和 6 年度調査結果について、環境基準の設定されている 4 項目(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)について、測定を行った全てで環



【有害大気汚染物質 モニタリング調査風景】

境基準を達成していました。

また、評価に当たっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成 15 年 9 月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の 4 項目、平成 18 年 12 月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 3 項目、平成 22 年 10 月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、平成 26 年 4 月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和 2 年 8 月に塩化メチル、アセトアルデヒドの 2 項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値（指針値）として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。

令和 6 年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 年平均値

単位：μg/m³ ニッケル化合物～ベンゾ[a]ピレンは ng/m³

測定項目	測定地点	藤沢市役所 (一般環境)	御所見小学校 (一般環境)	藤沢橋 (沿道)	環境基準 (年平均値)
アクリロニトリル		0.014	0.013	—	2 (指針値)
塩化ビニルモノマー		0.15	0.060	—	10 (指針値)
塩化メチル		1.2	1.3	—	94 (指針値)
クロロホルム		0.18	0.14	—	18 (指針値)
1, 2-ジクロロエタン		0.13	0.16	—	1.6 (指針値)
ジクロロメタン		1.4	1.3	—	150 以下
テトラクロロエチレン		0.071	0.066	—	200 以下
トリクロロエチレン		0.38	0.25	—	130 以下
1, 3-ブタジエン		0.031	0.026	0.060	2.5 (指針値)
ベンゼン		0.61	0.74	0.77	3 以下
トルエン		4.4	4.6	5.7	—
アセトアルデヒド		2.4	2.4	2.4	120 (指針値)
ホルムアルデヒド		2.9	3.2	2.6	—
ニッケル化合物		1.4	1.2	—	25 (指針値)
ヒ素及びその化合物		0.52	0.60	—	6 (指針値)
ベリリウム及びその化合物		0.012	0.016	—	—
マンガン及びその化合物		13	11	—	140 (指針値)
六価クロム化合物		0.20	0.27	—	—
クロム及び三価クロム化合物		2.5	1.7	—	—
水銀及びその化合物		2.0	2.0	—	40 (指針値)
ベンゾ[a]ピレン		0.064	0.15	0.070	—
酸化エチレン		0.073	0.077	—	—

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 として計算。

⑤ ダイオキシン類環境調査結果

環境保全課

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の実定計画において令和 4 年度から隔年調査となりました。令和 6 年度については、実施していません。

令和 6 年度 化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m³

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
キシレン	1,700	330～9,500
スチレン	86	ND～4,500
エチルベンゼン	1,900	89～10,000
p-ジクロロベンゼン	380	120～17,000
フタル酸ジエチル	40	ND～18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	62	ND～360
フタル酸ブチルベンジル	<0.4	ND～5.5
フタル酸ジ-n-ブチル	250	ND～160
フタル酸ジシクロヘキシル	<0.12	ND～4.9
フタル酸ジペンチル	<0.10	ND～1.5
フタル酸ジプロピル	<0.3	ND～2.0
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	3.1	ND～21

※ 年平均値（キシレン、スチレン、エチルベンゼン、p-ジクロロベンゼンは年 4 回測定）。それ以外は年 1 回の測定値。

ND：検出下限値未満の値

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおり。

環境省「化学物質環境実態調査（H10、H11、H24）」

⑥ アスベスト調査

環境保全課

<内 容>

アスベストについて調査を実施しました。

<効 果>

令和 6 年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い 1 地点、工業地域 1 地点、住宅地域 1 地点及びバックグラウンドとして江の島サムエル・コッキング苑を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は 1 本/L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年 1 回 3 日間測定）

単位：本/L

地域区分	測定地点	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.056	<0.056	0.056	0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	0.088	<0.056	<0.056	0.056	0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	0.070	<0.056	<0.056	<0.056	0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.056	0.056	0.070	0.056	<0.056

※ WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に 1 本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

⑦ アスベスト発生施設への指導

環境保全課

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械等石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務づけると

令和 6 年度 「土壌汚染対策法」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
3 条	土壌汚染状況調査結果報告書	0
	第3条第1項ただし書の確認申請書	9
3 条 7 項	一定の規模以上の土地の形質変更	12
3 条 8 項	土壌汚染状況調査報告書	10
4 条	一定の規模以上の土地の形質変更	13
4 条 2 項	土壌汚染状況調査報告書	4
12 条	形質変更時要届出区域内における形質変更	6
16 条	汚染土壌の区域外搬出	8
計		62

ウ 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、大気汚染や水質汚濁などの公害防止の観点にとどまらず、広く環境保全上の支障の防止を目的としたもので、土壌汚染対策に関しては特定有害物質（特定有害物質使用地）だけでなく、ダイオキシン類（ダイオキシン類管理対象地）についても対象としています。届出受理等の事務は、本市に委任されています。

令和 6 年度に受理した土壌関係の届出数は 182 件で、その内訳は次のとおりです。

令和 6 年度 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例(土壌関係)」 届出件数 単位：件

届 出 状 況		件数
59 条 3 項	特定有害物質使用事業所廃止報告書	0
60 条 1 項	土地区画形質変更等届出書（有害物質）	37
60 条 2 項	土壌調査報告書（特定有害物質）	33
63 条の 3	土地区画形質変更等届出書（ダイオキシン類）	45
63 条の 3	土壌調査報告書（ダイオキシン類）	42
—	その他土壌関係届出	25
計		182

② 事業場への規制・指導

環境保全課

「水質汚濁防止法」に基づく届出対象事業場数（特定施設等を有する事業場数）は、220 事業場で（うち特定事業場数は 210、有害物質使用特定事業場数は 10、有害物質貯蔵指定事業場数は 10（全て特定事業場にも該当）、令和 7 年 3 月 31 日現在）。特定事業場数のうち日平均排水量 50 m³以上の事業場は、22 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、39 事業場です。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和 6 年度の立入件数は延べ 102 事業場で、うち 53 事業場について採水し分析を行いました。

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化 年平均値

単位：mg/L

水系 採水地点	境川水系			引地川水系					相模川水系		
	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川	打戻川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋	久保田橋	追出橋	やなか橋
令和2年	1.1	0.7	4.8	0.8	4.3	1.6	3.7	1.4	1.3	8.7	3.2
令和3年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1	3.3
令和4年	1.5	1.1	4.2	0.8	7.8	1.4	4.3	2.5	1.2	7.5	5.5
令和5年	1.1	1.0	3.5	1.0	7.7	1.6	2.8	2.3	1.3	7.9	2.1
令和6年	1.2	1.0	3.0	0.8	6.1	1.4	3.1	2.3	1.2	8.6	2.7

③ 海水浴場水質調査

環境保全課

<内 容>

令和6年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵠沼、辻堂の海水浴場の水質調査を海水浴シーズン前（5月）とシーズン中（7月）に実施しました。

◇6地点 年2回（各2日 1日2回）

片瀬東浜 2地点、 片瀬西浜・鵠沼 3地点、 辻堂 1地点

<効 果>

令和6年度の5月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質A）、片瀬西浜・鵠沼「適」（水質A）、辻堂「適」（水質A）でした。また、7月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質B）、片瀬西浜・鵠沼「可」（水質B）、辻堂「適」（水質A）でした。

令和6年度 海水浴場水質調査結果

項目 浴場名 時期	片瀬東浜		片瀬西浜・鵠沼		辻堂	
	5月	7月	5月	7月	5月	7月
透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
COD (mg/L)	1.3	2.1	1.3	2.1	1.4	1.7
ふん便性大腸菌群数 (個/100 mL)	2	25	4	34	2	9
油 膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
判 定 (参考)	水質 A	水質 B	水質 A	水質 B	水質 A	水質 A

※ 透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定値の平均値。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
	水質 A	100 個/100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全 透 (水深 1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ～50 cm 以上
不適		1,000 個/100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

④ ダイオキシン類環境調査

環境保全課

<内 容>

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

◇水質【市内河川調査：本市調査】

令和 6 年度においては、市内河川 2 ヲ所で水質及び底質の調査を実施しました。

調査結果については、以下のとおりです。その結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 6 年度 ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水 域 名	地 点 名	水 質	底 質
引地川水系	富士見橋	0.060	0.55
境川水系	境川橋	0.039	0.64
環境基準（基準値）		1.0	150

◇【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	環境基準 (基準値)
調査地点	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	0.88	1.0	1.9	2.4	3.3	1

※令和 3 年度以前の数値は、年に複数回調査した結果の平均値です。令和 4 年度以降の数値は、夏季 1 回の調査結果です。

浄化センター放流水等の有害物質の分析 5,874 項目) でした。

< 効 果 >

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握を行いました。

⑦ 多様な生物の生息・生育環境の保全

ア 河川

ア：河川水路課

本市管理の河川の整備に当たっては、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多様な生物の生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、将来にわたって維持されるように努めます。

イ 海域

イ農業水産課

水産多面的機能発揮対策事業を活用する江ノ島・フィッシャーマンズ・プロジェクトを支援し、海底清掃や藻場の保全活動に努めます。

(2) 発生源への対策

① 工場排水対策

環境保全課

< 内 容 >

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の排水処理施設並びに排出水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数 220 社

うち、主要な排出規制対象事業場数 39 社

< 効 果 >

令和 6 年度においては、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量の排水基準違反がありました。

原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています(詳細は 55-57 ページ)。

② 農業・畜産に伴う排水対策

総務担当

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています(詳細は 132-134 ページ)。

③ 広場・道路等の清掃

道路維持課

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。(詳細は 170 ページ)。

④ せっけん使用を推進する消費者団体への支援

市民相談・情報課
(消費生活センター)

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援し、市民にせっけんの使用を広めるため、年間を通して啓発運動を行っています。

< 主な活動 >

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 601.76ha のうち 401.85ha となっています。

令和 6 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,346.35ha に対して整備面積 4,800.17ha となり、整備率は 89.8%、人口普及率は全人口に対して 96.1%となっています。(全国平均(令和 6 年度末)は 81.8%)

また、計画されている浄化センター2カ所は全て供用を開始しており、ポンプ場 16カ所のうち 15カ所で供用を開始しています。

公共下水道の供用を開始した区域内における下水道未接続家屋に対しては、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。

下水道普及率※の推移

単位：％

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 6 (2024)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	96.1

※下水道普及率（％）は、市の全人口に対する下水道を利用できる区域内の人口の合計値の割合です。

人口普及率

区 分	面積 (ha)	人口 (人)
行政区域 (A)	6,956.0	444,833
全 体 計 画	5,761.41	444,164
事 業 計 画	5,346.35	435,870
処理区域 (B) ※	4,800.17	427,473

全人口に対する普及率

$$= (B) / (A) = 96.1\%$$

令和 7 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。

※処理区域 (B) は、下表の汚水の整備面積（累計）と同じ。

水洗便所普及状況

単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和 5 年度末	204,101	201,105	98.5%
令和 6 年度末	205,733	202,689	98.5%
比較増減	1,632	1,584	0.0 ㊦

管渠（整備済延長）

単位：km

種 別	令和 5 年度末整備済延長	令和 6 年度施行延長※	令和 6 年度末整備済延長
汚 水	1,187.7	3.0	1190.7
雨 水	438.4	1.5	439.9

※「施行延長」は、法令の効力を発生させるため、下水道法の告示を行い、法律上の手続きを終えたものです。

管渠（整備面積）

単位：ha

種 別	事業計画面積	令和 5 年度末 整備面積（累計）	令和 6 年度 整備面積	令和 6 年度末 整備面積（累計）	整備率
汚 水	5,346.35	4,793.27	6.90	4,800.17	89.8%
雨 水	5,060.63	3,424.92	3.92	3,428.84	67.8%

⑨ 浄化センター

下水道施設課

施 設 名	全体計画 処理能力	現状 処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転 開始
辻堂浄化センター	142,400m ³ /日	142,300m ³ /日	BOD 150mg/L	BOD 3.0mg/L	昭和 39 年 8 月
			SS 130mg/L	SS 2mg/L	
大清水浄化センター	93,400m ³ /日	90,300m ³ /日	BOD 170mg/L	BOD 3.2mg/L	昭和 60 年 7 月
			SS 190mg/L	SS 2mg/L	

単位：m³/日

施 設 名	日平均受水量
辻堂浄化センター	93,122
大清水浄化センター	61,210

⑩ 下水汚泥の有効利用

下水道施設課

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和 6 年度 下水汚泥の有効利用実績

単位：t/年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	680
		焼却灰（加湿灰）	0
		脱水ケーキ	0
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	0
セメントの原料		脱水ケーキ	0
建設骨材	大清水浄化センター	脱水ケーキ	48.07
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	37.78
		脱水ケーキ	92.10
合 計			857.95

⑪ 下水道 PR 事業等

下水道計画業務課

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

<令和 6 年度>

◇「下水道の日」街頭キャンペーン (9月10日) JR 藤沢駅南北自由通路、南口広場ペDESTリアンデッキ、北口サンパール広場

◇「下水道の日」作品コンクール

小学校 4 年生による下水道に関する作文、ポスター及び書道 149 点

◇「下水道の日」作品展 (9月21日～30日) 市役所分庁舎 1 階ロビー
作品コンクール入賞作品の展示

◇ふじさわ下水道フェア (10月27日) 大清水浄化センター
浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等

◇環境フェアへの出展 (11月9日) 市民会館



【ふじさわ下水道フェア】



【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

⑫ 水の再利用

下水道施設課

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア 辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。



【辻堂浄化センター】

4 騒音・振動・悪臭の防止

環境目標 1－4

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

環境保全課

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)
騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 交通騒音調査（8 路線 11 区間）における評価対象住居 9,115 戸のうち、399 戸（4.4%）で昼夜ともに未達成となっています。 今後の取組・対策等について 国に結果を報告するとともに、引き続き監視を継続していきます。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	取組・結果等について 航空機騒音調査（市内5箇所）における、測定の結果、全ての地点で環境基準を達成しました。 今後の取組・対策等について 環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していきます。	達成	達成	達成	達成※3

※1 一般環境騒音調査については、市内に 16 カ所の測定地点を設け、4 カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で未達成。
交通騒音調査（8 路線 10 区間）における評価対象住居 5,018 戸のうち、294 戸（5.9%）で未達成。

※2 交通騒音調査（5 路線 8 区間）における評価対象住居 8,091 戸のうち、170 戸（2.1%）で昼夜ともに未達成。

※3 2020 年度（令和 2 年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

② 公害関係法令に基づく指導事務

環境保全課

<内 容>

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和6年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は0件でした。

<効 果>

◇公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

《令和6年度の受理件数》

「水質汚濁防止法」	114件	(届出対象事業場数	220社)
「大気汚染防止法」	3,514件	(	114社)
(うち石綿事前調査結果報告※ 3,467件)			
「騒音規制法」	192件	(	266社)
「振動規制法」	122件	(	124社)
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	465件	(	546社)
「公害防止組織整備法」	20件	(	33社)
「土壌汚染対策法」	62件		

※石綿事前調査とは、改正大気汚染防止法により、一定規模以上の建築物等について、アスベスト調査・報告が義務化されたもの。

◇公害防止対策に係る事前協議事務

《令和6年度の受理件数》

0件

③ 海水及び河川水の放射能濃度

環境保全課

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。

令和6年度 海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	不検出	不検出	不検出

※ 検出下限値は、ヨウ素-131が0.28～0.47 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が0.27～0.44 Bq/kg、セシウム-137が0.26～0.46 Bq/kg。

④ ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

環境施設課（北部環境事業所/石名坂環境事業所）

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和6年度 焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）

単位：Bq/kg

		ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
主灰 (乾土換算値)	1号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	18 (21)	8,000
	2号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	14 (18)	
飛灰 (乾土換算値)	1号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	17 (19)	38 (42)	8,000
	2号炉	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	21 (24)	39 (48)	

※1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。

※2 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。

※3 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。

※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

令和6年度 焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）

単位：Bq/kg

		ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
		最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
飛灰 (乾土換算値)		不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	19 (21)	25 (26)	8,000

※1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。

※2 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。

※3 石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。

※4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

(1) 文化・歴史的資源の保全・活用

① 文化財の指定、調査、保存管理

郷土歴史課

ア 文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ 文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ 文化財保存・管理

現在、112 件の国・県・市指定の文化財、20 ヲ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ 文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 人です。

オ 文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しつつ、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 13 人です。

カ 本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

《令和 6 年度交付金の交付件数：81 件》

② 埋蔵文化財の保護

郷土歴史課

ア 埋蔵文化財

約 350 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ 埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

《令和6年度の実績》

確認調査 2 m×2 m の試掘坑又は試掘溝を掘削し判断。

確認調査 46 件（うち本格調査指導 5 件、工事立会調査指導 37 件、慎重工事ほか 4 件）

ウ 南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二（二地区）土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ 埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、さらに包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

③ 歴史的建造物の保全

ア 国登録有形文化財（建造物）

郷土歴史課

国登録有形文化財（建造物）は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

Ⅱ 地域資源を活用し自然とふれあえるまち

1 緑と里山の保全

環境目標2－1

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

みどり保全課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
市域の緑地確保※2 単位：％	取組・結果等について 緑地の保全及び緑化の推進に関する主な取組として、貴重な緑地の取得や条例に基づく保存樹木等の指定とともに、都市公園の整備や戸建て住宅等を対象とした建物緑化助成制度等の活用により、市街地における緑地の確保に努めました。 近年は、公共施設の整備等による緑地の「増」に対し、人口増加などに伴う民有地の土地利用転換に伴う「減」が上回っていることのほか、西北部の市街化区域編入に伴う農業振興地域内の農用地区域が減少したことなどから、2023年度（令和5年度）実績として、市域全体では前年度以上の減少となっています。 今後の取組・対策等について 今後も人口の増加が予測される本市ではありますが、引き続き、緑地の確保に努めます。 また、緑地の多面的な機能を捉えたうえで、目にうつる緑の総量を確保することなどにより、市民生活の快適性の向上に繋げていきます。	目標	—	—	—	29.0	△0.5/3.9 ポイント
		実績	25.1	24.7	24.6	—	
		対前年	—	△0.3	△0.1	—	
		対改定時	—	△0.4	△0.5	3.9	

※1 目標達成率＝（最新値－改定時実績値）／（目標値－改定時実績値）

※2 本市における実績値。

(1) 緑の保全

① 緑の特徴

みどり保全課

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、更に江の島の海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。

現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪等の谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されつつ里地里山として維持されてきました。引地川や境川等の川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鶴沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物の周りに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道等の街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。

② 保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

みどり保全課

樹林面積は約 328 ha と推定されます。藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでなく、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存のほかに、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行っています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 (m ²)	保存樹木 (本)	保存生垣 (カ所)
令和 2 年	1,060,962.03	744	226
令和 3 年	1,027,220.07	698	221
令和 4 年	1,017,538.02	683	218
令和 5 年	991,931.67	657	214
令和 6 年	974,671.69	652	213

③ 憩いの森

みどり保全課

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積		単位：m ²
名 称	所 在 地	全体面積
西富憩いの森	西富 631－3 付近	8,353.00
稲荷憩いの森	稲荷 494 付近	4,090.00
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	2,133.39
長後憩いの森	長後 2756 付近	7,685.00
計		22,261.39



【西富憩いの森】

④ 水と緑のネットワークづくりの推進

みどり保全課

首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）がとりまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられていました。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成 18 年 3 月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。

また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成 28 年 3 月に策定し、令和 6 年 3 月には「かながわ生物多様性計画 2024-2030」として改定されました。本計画において、本市は都市・近郊エリア等に位置づけられています。

この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を 7 つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について、関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。

⑤ 都市公園

公園課

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に整備を進めていく必要があります（詳細は 126 ページ）。

⑥ 都市公園以外の公共施設緑地

みどり保全課

都市公園以外の公共施設緑地は、令和 7 年 3 月 31 日現在約 334 ha です。市有山林は、みどり基

⑩ みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 6 年度末時点では、基金残高 7 億 8,406 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しており、昭和 61 年度から現在まで合計約 11.7 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況

単位：千円

年度	積立金				取崩金		取得面積 (㎡)	年度末 基金額
	本市積立	寄附金		利子	緑地取得	その他		
令和 2 年	71,348	11,933	(62 件)	91	0	15,317	0	805,012
令和 3 年	74,203	13,738	(68 件)	20	0	15,569	0	877,404
令和 4 年	72,661	13,281	(87 件)	40	130,729	15,261	5,364.82	817,396
令和 5 年	70,170	19,225	(83 件)	80	149,265	14,533	2,859.00	743,103
令和 6 年	72,324	31,414	(61 件)	1,626	50,008	14,670	4,230.70	783,789

⑪ 街路樹の維持・管理

道路樹幹課

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の 1 つの位置づけとなるほか、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹は、令和 7 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 13,500 本、低木等が約 67,900 m²あり、良好な街路樹の維持・管理に努めています。

今後も引き続き、街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行っていきます。

(2) 里山の保全

① 里山の現状

みどり保全課

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものです。

昭和 40 年代前半頃まで、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭資源確保の場、及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入り、その景観が形成されました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったといわれています。明治時代頃までの里地里山は、屋根材等の共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭

⑥ 斜面緑地の保全

みどり保全課

市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の 1 つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区※」があります。

特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常の管理行為以外の行為は厳しく制限されています。

次の 4 地区、約 55.8 ha を特別緑地保全地区として指定しています。

※ 特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした、「都市緑地法」第 12 条に基づく **もの**で「都市計画法」第 8 条に基づく「地域地区」の 1 つです。

○引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、**湘南藤沢地方卸売市場**北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域（石川丸山谷戸）に接する斜面山林

- ・面積：約 16 ha
- ・最終決定年月日：昭和 63 年 3 月 1 日
- ・告示番号：県告示第 179 号



【引地川特別緑地保全地区】

○境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

- ・面積：約 15 ha
- ・最終決定年月日：平成 5 年 4 月 23 日
- ・告示番号：県告示第 469 号



【境川特別緑地保全地区】

○城南特別緑地保全地区

国道 1 号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約 1.3 km の斜面山林

- ・面積：約 4.8 ha
- ・最終決定年月日：平成 9 年 3 月 28 日
- ・告示番号：市告示第 312 号



【城南特別緑地保全地区】

な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応じていくよう努めます。

⑮ 水辺へのアクセス

河川水路課

「準用河川一色川整備基本計画」に基づく護岸改修工事において、親水性のある護岸整備を一部で実施しています。また、普通河川小糸川においても護岸改修工事を行う予定であり、その際は親水護岸を整備する予定としています。これにより水辺へのアクセスや快適性の向上が期待されます。

（２）生物多様性に関する普及啓発

教育指導課
(教育文化センター)

① 『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成 6 年発行の「身近な草・きのことの語らい」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。



【『藤沢の自然』シリーズ】

② 『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

みどり保全課

昭和 50 年度より、自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、編集を藤沢の自然に詳しい方々に依頼し、作成しています。

刊行当初の昭和 50 年度から平成 17 年度までは小冊子『藤沢の自然』を 31 冊発行し、平成 12 年度から平成 28 年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として 17 冊を発行しました。



【『藤沢の自然観察ガイド』】

③ 自然観察会、緑化講習会の開催

みどり保全課

身近な自然の大切さや生きものの**保全**に対する**普及**啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。**令和 6 年度**は**環境部門と連携した湘南エコウェーブ事業**として、「**みどりの保全セミナー**～発見！里山里川探検隊～」を**実施**しました。

このほか、**指定管理者と連携し、遠藤笹窪谷公園や長久保公園都市緑化植物園**において、**自然観察会、緑化講習会**などを定期的に開催しています。

④ 自然景観に関する情報提供、啓発

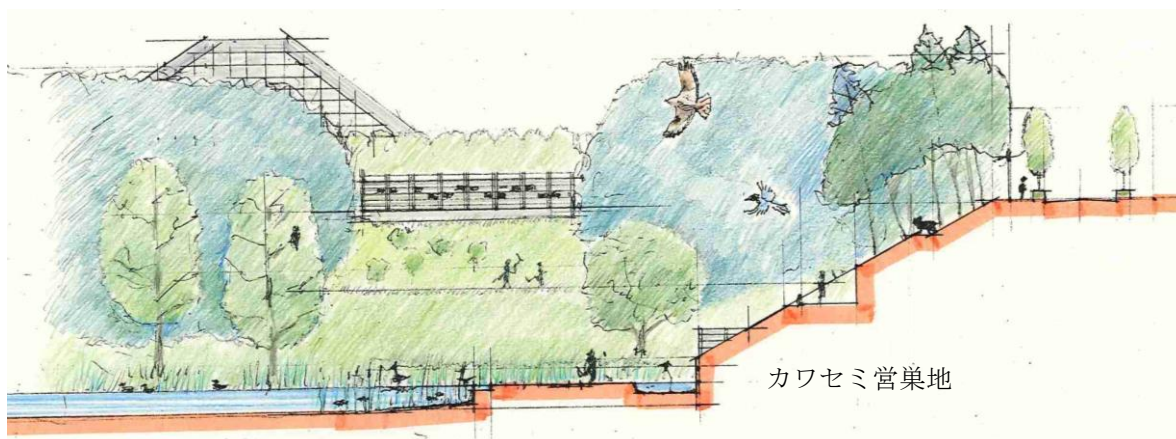
みどり保全課

藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観の情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。

⑤ 樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発

みどり保全課

「**藤沢市生物多様性地域戦略**」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、**市民センター**の連携した**普及啓発事業**を、**稲荷の森（ふるさとの森）**周辺や裏門公園で実施しています。



裏門公園では多様な主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われています。また、市民を対象にした野鳥観察会**など**を実施しています。

生きものの生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と啓発事業の事例

◇『大庭・裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多主体協働による生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組において、啓発事業として、市民を対象にした「園内管理活動見学会」、「野鳥観察会」等を定期的に実施しています。

(オ) 緑とくらす…共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及に努めます。

また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有に努めます。

エ 目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）を設定し、段階的な目標として中間年次（令和 2 年、令和 12 年）を設けています。また、藤沢都市計画区域（藤沢市全域 6,956 ha）を計画の対象区域としています。

(ア) 緑地の確保目標

最終目標は、計画対象区域（藤沢市全域）の概ね 30%を目標とします。

令和 2 年 …27%

令和 12 年 …29%

令和 6 年度末において、約 24.6%となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の多面的な機能（防災・景観・環境保全・レクリエーション）を捉えた上で良好な緑地を増やしていくように努めます。

(イ) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は 20 m²/人とします。

令和 2 年 …14 m²/人

令和 12 年 …17 m²/人

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成 26 年度に「緑の実施計画（第 1 期計画）」を策定し、令和 6 年度からは第 4 期計画に基づき事業の進捗を図っています。

② 民間施設の緑化

みどり保全課

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的を開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

令和 6 年度の都市公園の整備状況

単位：m²

名称	種別	所在地	開設面積（増加）
引地川緑地（追加供用）	緑道	鵠沼海岸三丁目	936.77

⑩ 公園緑地

公園課
2 段落目までと表

みどり保全課
3 段落目

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支える上で欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和 7 年 3 月 31 日現在、市民一人当たりの都市公園面積は 5.42 m² です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり約 12.95 m² となっています（令和 7 年 3 月 31 日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別		箇所	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	街区公園	270	45.50	
	近隣公園	25	27.90	
	地区公園	3	22.34	長久保公園、引地川親水公園、下土棚遊水地公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.43	八部公園（鵠沼運動公園）、秋葉台公園
特殊公園	風致公園	2	5.33	片瀬山公園、遠藤笹窪谷公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵠沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ヶ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.63	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		320	240.25	市民一人当たりの面積： 5.41m ² /人※

※ 令和 7 年 4 月 1 日現在の人口 443,448 人を使用。

※ 各面積は百 m²未満を四捨五入して、ha 表示としているため、合計が一致しないことがある。

⑪ 緑の広場の設置状況

公園課

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

④ 藤沢市廃棄物減量等推進員

廃棄物・美化担当

市長が委嘱した市内 14 地区等の推進員（68 人）により、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量化・資源化の推進を図っています。また、藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を行っています。

⑤ 適正排出の促進

環境事業センター

市民における廃棄物の減量化や再資源化について啓発するとともに、不適切排出者に対しては指導を実施しています。

⑥ 廃食油のリサイクル

環境事業センター

学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油を持続可能なバイオディーゼル燃料（BDF）や航空燃料（SAF）等としてリサイクルしています。令和 6 年度の廃食油の収集量は 154 トンです。

⑦ グリーン購入の推進

契約課

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入するもので、これにより環境配慮型商品の市場を生み出し、製造者側に環境配慮型商品の開発・供給を促進させることとなり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「グリーン購入法」（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）によって、国の機関にグリーン購入の実施が義務づけられ、地方自治体にも努力義務が課せられました。

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」（現在の「藤沢市環境保全職員率先実行計画」（詳細は 189-190 ページ））を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。



【（公財）日本環境協会
認定のエコマーク】

本市におけるグリーン購入（環境に配慮した製品購入率）の実績

単位：％

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
備品	32.98	33.06	25.05	32.06	29.98
消耗品	26.41	28.59	34.68	32.66	31.32
印刷製本費	58.72	61.81	61.02	61.66	61.72

（２）食品ロスの削減

① 「食品ロス」削減に向けて

廃棄物・美化担当

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることのほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

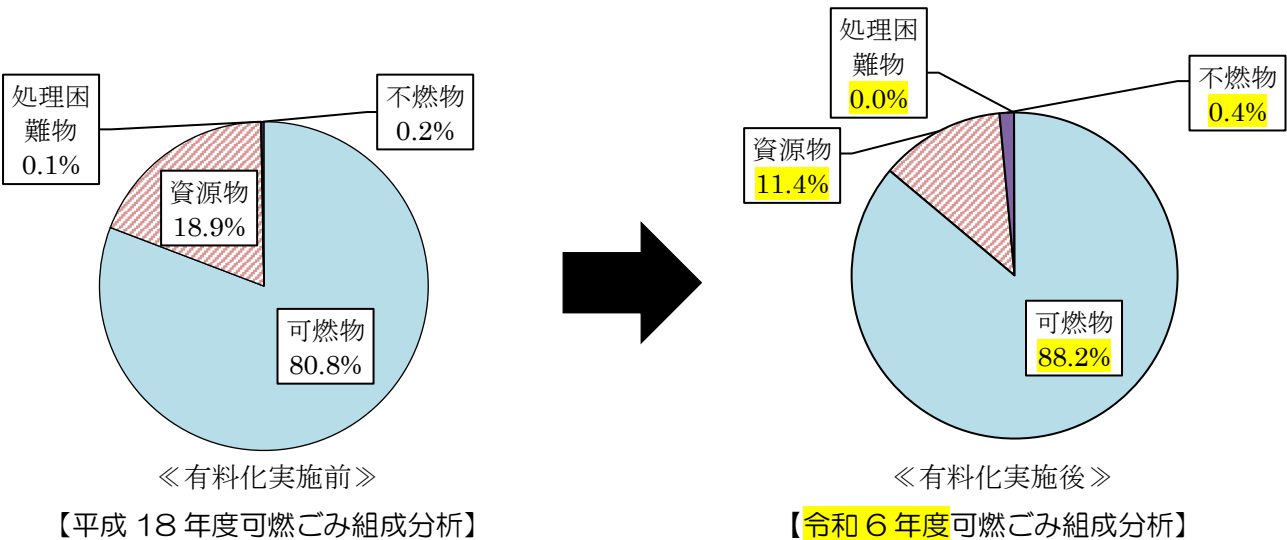
令和元年に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービス*事業者と協

境の保全や創造等の事業に充当しています。

また、指定収集袋の有料化の導入はごみ排出量に応じた負担の公平性とプラスチックごみを含むごみ減量を推進し、最終処分場の延命につながっています。

指定収集袋は10枚1セット（家庭用大袋は5枚1セット）で交付（販売）しています。プラスチックごみの削減に向け、一部の取扱店にて、レジ袋の代わりに使用できるよう小分け販売（ばら売り）をしています。

なお、令和4年7月から指定収集袋の原料について、食物由来のバイオマスプラスチックを25%使用しプラスチック削減を行っています。



有料化実施前後のごみ排出量の比較							単位：t
年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後				H18～ R6 増減率
	平成 18年	平成 19年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	
人口（人）	398,481	402,096	440,487	443,451	443,986	443,757	11.3%増
可燃ごみ	100,970	92,228	86,312	86,562	82,529	80,985	19.8%減
収集量	70,912	61,244	57,592	56,989	54,595	53,849	24.1%減
持込量	30,058	30,984	28,720	29,573	27,934	27,136	9.7%減
不燃ごみ	10,959	9,136	7,608	7,150	6,836	6,807	39.9%減
収集量	9,984	8,534	7,200	6,728	6,487	6,445	35.4%減
持込量	975	602	408	422	349	362	62.9%減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較						
年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後			
	平成 18年	平成 19年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	155	104	113	104
不法投棄ごみ量(t)	131	90	9	7	4	3

環境基金の状況

単位：千円

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
前年度末残高		132,474	71,232	78,030	144,049	148,472
積立	寄附金	6,059	13,289	23,859	30,474	20,344
	預金利息	16	2	4	14	209
	本市一般財源	642,136	667,827	653,952	631,534	650,920
	計	648,211	681,118	677,815	662,022	671,473
取り崩し (充当先)	ごみ減量推進事業費	12,463	6,337	17,189	20,013	18,462
	生活環境団体等指導育成事業費	2,244	1,933	2,171	2,166	2,158
	プラスチック中間処理施設運営事業費	37,830	38,646	38,646	38,646	49,943
	環境基本計画関係費		17,875			
	地球温暖化対策関係事業費	25,985	23,480	18,852	22,765	19,842
	廃棄物処理対策事業費	299,983	347,389	300,000	340,000	340,000
	スズメバチ対策費			2,000	1,770	1,935
	自然環境共生推進事業費	3,378	3,728	4,407	4,486	4,524
	廃棄物等戸別収集事業費	170,240	170,240	170,240	170,240	170,240
	最終処分場整備事業費			3,850	14,080	
	一般廃棄物中間処理施設整備事業費					7,150
	石名坂環境事業所整備事業費	102,766	30,000	20,000	10,000	
	水田保全事業費	19,563	24,692	24,523	24,622	24,835
	し尿処理関係事業費	35,000	10,000	10,000	10,000	
	執行額と見込み額の差額 (翌年度環境基金への振替済)			▲82	▲1,189	▲722
計		709,452	674,320	611,796	657,599	638,367
当年度末残高		71,232	78,030	144,049	148,472	181,578

② ごみ減量推進店制度

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定することでプラスチックごみ等の削減に向けた取り組みを行っています。「ごみ減量推進店」とは(1)商品の包装簡素化、(2)再資源化、(3)買い物袋持参の奨励等、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる店舗のことです。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみNEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています。

環境事業センター

【ごみ減量シンボル
マーク（推進店）】【ごみ減量推進店
啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定店舗数	141	141	143	137	137

は今後も継続し、更に最終処分場の延命化を図る必要があります。

※溶融処理とは、焼却灰等を1,200 度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。

この溶融スラグは安全性や強度においても天然の碎石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。

令和 6 年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である約 10,103t を、委託により溶融等資源化しています。



【溶融炉からの出 滓状況】

【溶融スラグ】

⑤ し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥は、(株)藤沢市興業公社により収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また、脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。

環境施設課（北部環境事業所）



【北部環境事業所 し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績

単位：kL

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
し尿収集量	2,059	2,123	1,982	1,863	2,031
浄化槽汚泥量	11,409	11,173	10,798	11,143	10,798

⑥ 「リサイクルプラザ藤沢」（環境啓発施設）での情報提供

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」（環境啓発施設）の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。

環境施設課（北部環境事業所）



【施設見学】

Ⅳ 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

1 環境教育の推進

環境目標4－1

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要	2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)
環境関連講座の実施※ 単位：講座	取組・結果等について 全公民館で環境関連講座を実施することができました。 今後の取組・対策等について 令和7年度から、公民館は市民センターと一体化となりますが、引き続き市民センター生涯学習事業において環境関連講座を実施し、環境教育の推進を図ります。	12	28	26	25
環境分野に関する体験学習会等への参加人数※ 単位：人	取組・結果等について 新型コロナウイルス感染予防策を行いつつ、参加者を増やすことができました。 今後の取組・対策等について 引き続き体験学習会等を実施し、環境教育の推進を図ります。	2,666	4,521	4,602	6,000

※ 本市における実績値。

生涯学習総務課

環境事業センター

(1) 環境学習の機会の創出

① 教育文化センターにおける環境教育のための事業

教育指導課
(教育文化センター)

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。

令和6年度は、新江ノ島水族館にて「新江ノ島水族館 20 周年と江の島の生きもの」をテーマに研修を実施しました。講義の中では、近代的水族館第1号として1954年にオープンした時の苦労や、モースとの関わりなどについてお話がありました。体験プログラムでは、「湘南体験ゾーン」で藤沢メダカ、波の実験装置などの展示を見学したり、イトマキヒトデ、マナマコ、ミズクラゲを実際に触ったり観察したりしながら、生態についてのお話を伺うことができ、充実した研修となりました。

② 藤沢の自然に関する刊行物の活用

教育指導課
(教育文化センター)

『藤沢の自然』シリーズとして、市内の自然を子どもたちと教職員・市民に紹介する本を刊行してきました。平成6年発行の「身近な草・きのこの語らい」から平成27年発行の「藤沢の四季」まで8冊が刊行されています。過去に刊行した冊子は、各小・中・特別支援学校にそれぞれ45部ずつ配布するほか、必要に応じて貸出を行い、授業実践に役立てています。また、冊子の更なる効果的な利用を促進するため、教職員対象の研修講座にもテキストとして随時使用し、児童生徒並びに教職員への内容の理解と普及に努めています。また、藤沢の自然シリーズは有償刊行物として市民に提供しており、市内の自然観察会などでもテキストとして活用されています。

③ ビオトープ造成及び教育的運用推進への支援

教育指導課
(教育文化センター)

各学校へのビオトープの設置、管理並びにその学習上の運用について、アドバイスを行っています。教育文化センター内に設置した池中心型ビオトープも管理し、説明などを行っています。

④ 各学校・団体との連携

教育指導課
(教育文化センター)

各研修講座や藤沢市総合かがく展の開催を通して、湘南台文化センターこども館、新江ノ島水族館等、各団体との連携を継続して行っています。

⑤ 藤沢市総合かがく展

教育指導課
(教育文化センター)

令和6年度55回目となった総合かがく展は、10月17日(木)～23日(水)の期間に、湘南台文化センターこども館を会場に開催しました。



【第55回藤沢市総合かがく展の様子】

広く環境について学習する場や機会を提供しています。

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校見学者数	97	52	2,080	2,103	2,262
体験教室参加者数	198	49	40	123	77

※ 令和 2 年度、令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

イ 石名坂環境事業所の施設見学

環境施設課（石名坂環境事業所）

令和 6 年度から施設整備を開始したため、施設見学は全て北部環境事業所で行っています。

令和 5 年度までは小学 4 年生の社会科学習を中心に施設見学を行っていました。

石名坂環境事業所の施設見学受入実績

単位：人

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
小学校見学者数	46	0	376	232
上記以外の数	0	28	33	29

※ 令和 2 年度～令和 4 年度の見学者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。令和 5 年度は、見学が北部環境事業所主体となったため減少。

（２）環境情報の提供・共有化

① 『ふじさわ教育』での情報発信

教育指導課
（教育文化センター）

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年 1 回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています（詳細は 119 ページ）。

ゼロカーボン推進課

② 環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供・環境保全活動の啓発

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

ふじさわエコ日和のページビュー（PV）総数

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
PV 数	73,370	75,995	65,358	83,938	101,771

※ 「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルした。

ア 「エコライフチェック」

誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
アクセス件数	768	734	486	294	315

※ アクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。

V 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」)

地球温暖化は自然環境や社会生活に多大な影響を与える喫緊の課題であり、一人ひとりが気候変動について把握し、対策を打てる最初で最後の世代だということを認識するとともに、行動することが大切です。

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」(以下、「率先実行計画」)を策定し、市民・事業者・行政の行動を示すとともに、地球温暖化対策の「緩和政策」と「適応策」を両輪として、対策を進めています。

「実行計画」では、国の目標及び2021年(令和3年)2月に表明した「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度(令和12年度)における温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦しています。

環境像5は「実行計画」と対応しており、各主体の詳細な取組については、同計画に記載しているため、本章は同計画に基づく施策の進捗状況についての報告も兼ねています。

本市における地球温暖化対策

(1) 本市の地球温暖化に対する取組

藤沢の恵み豊かな自然環境と都市環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、1996年度(平成8年度)に「藤沢市環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、1998年度(平成10年度)に「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2001年(平成13年度)には、環境国際規格ISO14001の認証を受け、本市が事業者として施設内で使用するエネルギー管理などの環境負荷対策と緑地の保全などを行う環境保全対策を実施し、年度ごとの目標を設定することで温室効果ガスの削減を行ってきました。2005年度(平成17年度)に同計画を改定した際には、リーディングプランとして「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」(以下、「推進計画」)を策定し、太陽光発電システムの普及など様々な温暖化防止策を推進してきました。

2010年度(平成22年度)には、「推進計画」の計画期間満了に伴い、新たに「実行計画」を策定し、その達成目標として1990年度(平成2年度)比で2022年度(令和4年度)までに温室効果ガスを40%削減することを定めました。また、ISO14001の取組が定着したことからISO14001の認証を返上し、「実行計画」の目標達成のため一事業者として率先して温室効果ガス削減の取組を先導的に実践していく計画として、「率先実行計画」を策定しました。2013年度(平成25年度)には、エネルギーの地産地消の推進を見据えた取組を重点プロジェクトに加えるなど、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。

2014年度(平成26年度)には、本市に適した再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進し、エネルギー起源の温室効果ガス削減を図っていくため、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間を計画期間とする「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定しました。

2016 年度（平成 28 年度）には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定と、それに基づく国や県などの温室効果ガスの削減に向けた取組との連携などの視点から、「実行計画」の見直しを行い、それに合わせて「率先実行計画」の見直しも行いました。また、2018 年（平成 30 年）1 月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことを受け、「率先実行計画」の取組目標の基準年度を見直しました。

2021 年度（令和 3 年度）には、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や「藤沢市気候非常事態宣言」等を踏まえ、「2050 年（令和 32 年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」ため「実行計画」及び「率先実行計画」の改定を行い、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を「実行計画」に統合しました。また、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講ずるため「地域気候変動適応計画」を策定し、「実行計画」に組み込みました。

（２）本市域における温室効果ガス排出量の推移※

「実行計画」に定める、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減」する目標について、その進捗を毎年度把握するため、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき温室効果ガスの排出量を算定しています。

※本市域における温室効果ガスの排出量の算定には国の統計等を用いており、最新値は 2 年前のデータとなります。「実行計画」の計画期間（2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度（令和 12 年度））開始に当たり、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）からの温室効果ガス排出量の推移を把握するため、参考として、現時点での最新値である **2022 年度（令和 4 年度）** 速報値における温室効果ガス排出量を算定しています。

① 【参考】温室効果ガス排出状況

2022 年度（令和 4 年度） 速報値における温室効果ガス排出量は、**2,409** 千 t-CO₂ であり、基準年度の 2013 年度（平成 25 年度）と比較して、温室効果ガス排出量を **398** 千 t-CO₂ (**14.2**%) 削減しています。

ガス別の温室効果ガス排出量割合は、二酸化炭素が **99.8**% と大部分を占めています。

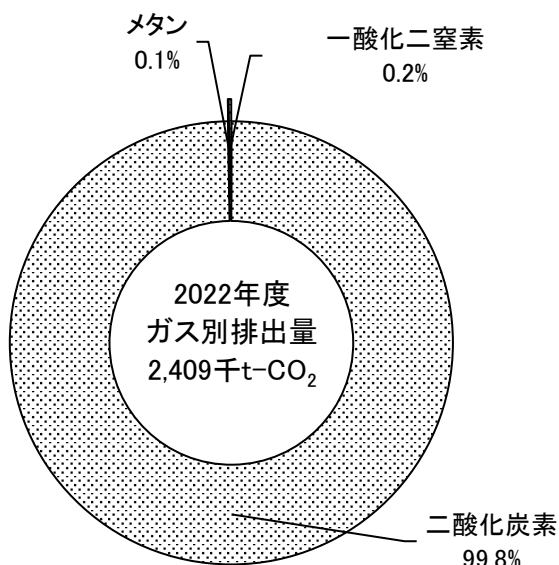
部門別の二酸化炭素排出量割合は、産業部門が **36.1**%、業務その他部門が **25.3**%、家庭部門が **21.9**%、運輸部門が **14.8**%、廃棄物部門が **1.9**% です。

温室効果ガス排出状況

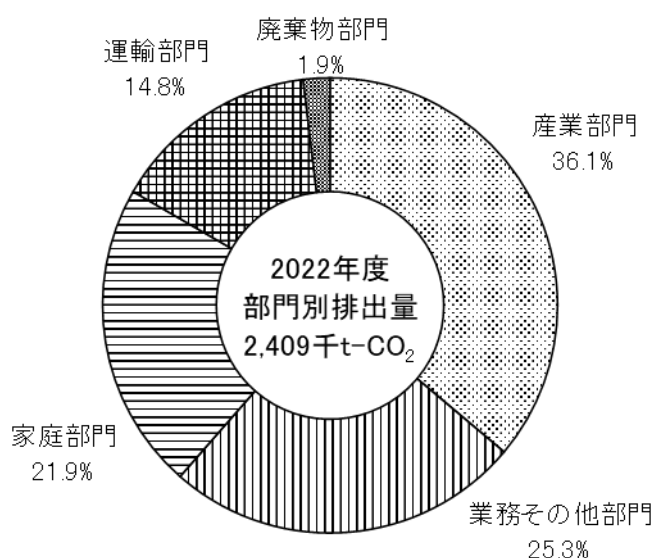
単位：千 t-CO₂

部門		2013 年度 (基準年度)	2022 年度		2030 年度（目標年度）	
			排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	943	870	-7.7%	526	-44.3%
	業務その他部門	835	610	-26.9%	371	-55.6%
	家庭部門	588	527	-10.4%	276	-53.1%
	運輸部門	404	356	-11.9%	307	-24.0%
	廃棄物部門	30	40	33.2%	36	19.7%
	小計	2,801	2,403	-14.2%	1,514	-45.8%
メタン	廃棄物部門	1	1	-4.9%	1	1.3%
一酸化二窒素		5	4	-5.0%	5	-37.4%
合計		2,807	2,409	-14.2%	1,520	-45.8%

【ガス別温室効果ガス排出量の割合】



【部門別二酸化炭素排出量の割合】



② 【参考】温室効果ガス排出量の推移

2022年度（令和4年度）の温室効果ガス排出量は2,409千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）比で398千t-CO₂（14.2%）減少、2021年度（令和3年度）比で64千t-CO₂（2.7%）増加しています。

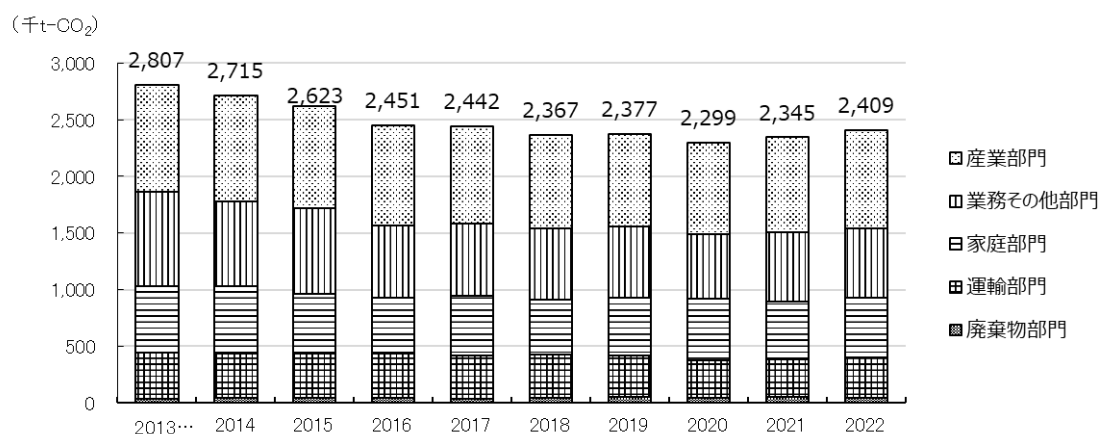
温室効果ガス排出量は基準年度から減少していますが、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）にかけて増加しています。

2021年度（令和3年度）から2022年度（令和4年度）にかけて産業部門、家庭部門及び運輸部門は増加、業務その他部門は減少しています。廃棄物部門は、年度によって変動はありますが、基準年度と比較して温室効果ガス排出量が増加しています。

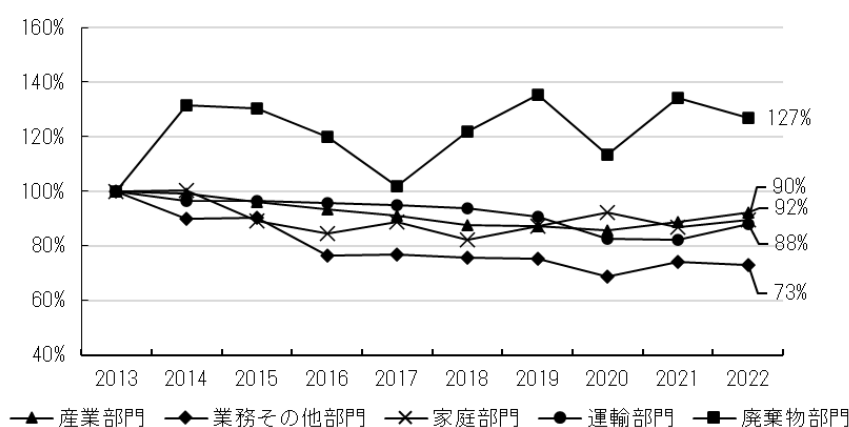
温室効果ガス排出量の推移

単位：千t-CO₂

部門		2013 年度 (基準年度)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	増減率	
												2021年 度比	基準 年度比
二 酸 化 炭 素	産業部門	943	936	906	882	859	828	822	808	837	870	4.0%	-7.7%
	業務その他部門	835	752	755	640	640	633	628	574	618	610	-1.3%	-26.9%
	家庭部門	588	590	526	498	523	485	512	542	510	527	3.3%	-10.4%
	運輸部門	404	390	390	388	384	378	366	335	332	356	7.1%	-11.9%
	廃棄物部門	30	41	41	37	30	38	42	35	42	40	-5.8%	33.2%
小計		2,801	2,709	2,617	2,445	2,436	2,361	2,371	2,293	2,339	2,403	2.7%	-14.2%
メタン	廃棄物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-4.6%	-4.9%
一酸化二窒素	部門	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	-3.5%	-5.0%
合計		2,807	2,715	2,623	2,451	2,442	2,367	2,377	2,299	2,345	2,409	2.7%	-14.2%



【部門別温室効果ガス排出量の推移（2013 年度比）】



③ 【参考】部門別温室効果ガス排出量の増減要因分析

ア 産業部門

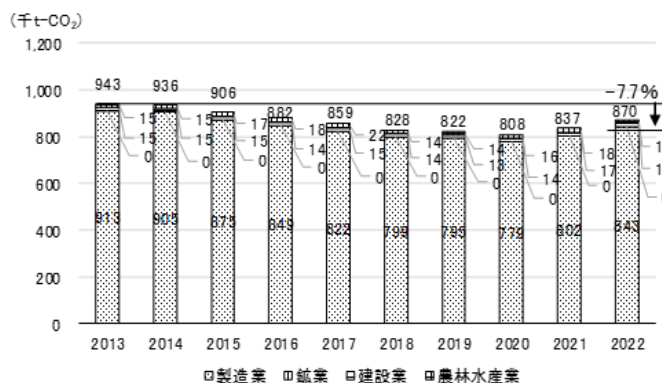
産業部門の2022年度（令和4年度）の二酸化炭素排出量は870千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で73千t-CO₂（7.7%）減少、2021年度（令和3年度）比で34千t-CO₂（4.0%）増加しています。業種別の増減は、2013年度（平成25年度）比で、製造業では7.7%減少、建設業では3.7%減少、農林水産業では13.5%減少しています。

製造業におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、石炭では5.6%減少、軽質油製品では16.0%増加、重質油製品では9.1%増加、石油ガスでは8.8%増加、天然ガス・都市ガスでは20.7%増加、電気では0.4%減少、熱では93.7%増加しています。

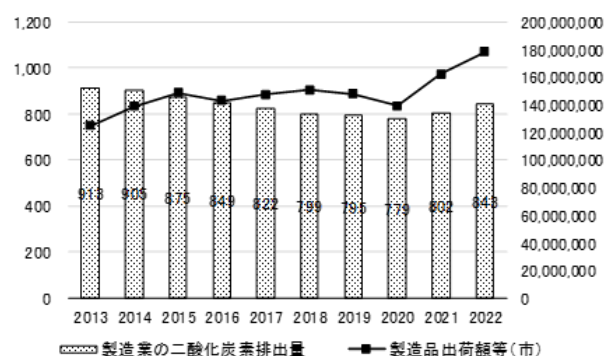
産業部門における神奈川県炭素排出量は減少しましたが、本市の製造品出荷額等は増加しており、県内の製造品出荷額に対する本市の割合が増えたことから、排出量は増加しました。

本市における産業部門は製造業が9割を占めており、製造業は神奈川県でも好調であったことから強く影響を受けたと考えられます。特に本市では機械製造業が好調であり、市内の製造品出荷額が増加したことが主な要因と考えられます。

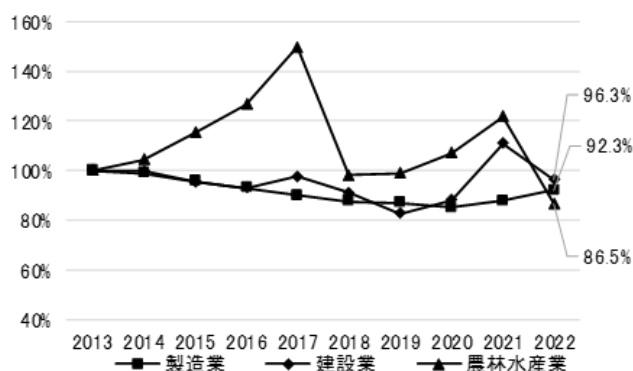
【産業部門の二酸化炭素排出量の推移】



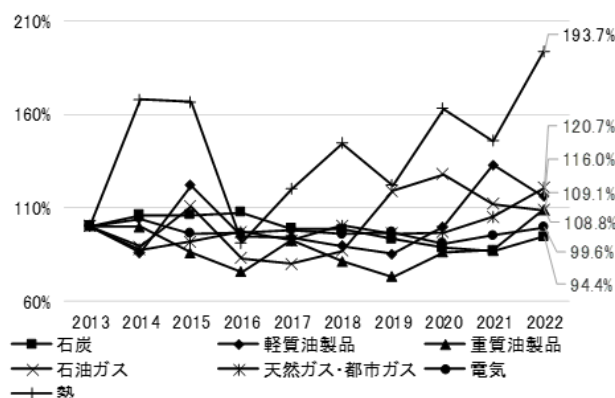
【製造業の二酸化炭素排出量及び
製造品出荷額の推移】



【業種別二酸化炭素排出量の増減比
(2013 年度比)】



【製造業のエネルギー別二酸化炭素
排出量増減比 (2013 年度比)】



イ 業務その他部門

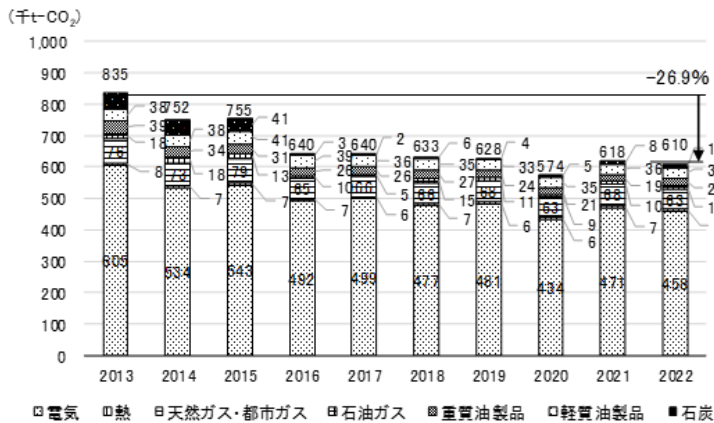
業務その他部門の 2022 年度（令和 4 年度）の二酸化炭素排出量は 610 千 t-CO₂ となり、2013 年度（平成 25 年度）比で 225 千 t-CO₂（26.9%）減少、2021 年度（令和 3 年度）比で 8 千 t-CO₂（1.3%）減少しています。

業務その他部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013 年度（平成 25 年度）比で、石炭では 77.0%減少、軽質油製品では 11.0%減少、重質油製品では 38.1%減少、石油ガスでは 41.6%減少、天然ガス・都市ガスでは 16.8%減少、電気では 8.5%減少、熱では 2.7%増加しています。また、電気の二酸化炭素排出係数は、2013 年度（平成 25 年度）比で 13.9%低減しています。

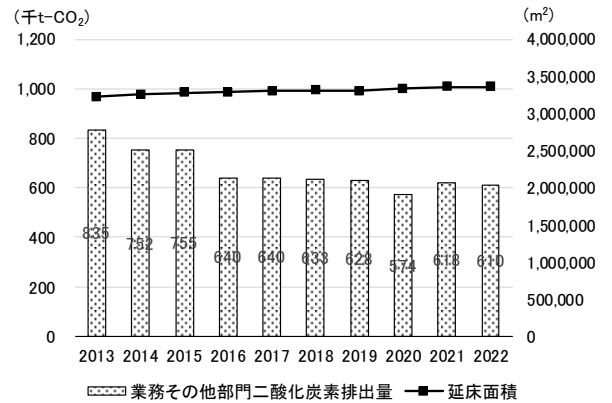
業務その他部門では、ガソリン・LP ガス、天然ガス・都市ガス、電気の使用量が前年度より減少したことから、神奈川県内の炭素排出量が減少しました。

業務その他部門における活動量である事業所等の延床面積は、神奈川県、本市ともに増加しましたが、神奈川県内の延床面積に対する本市の割合が減ったことが減少の要因にもなりました。

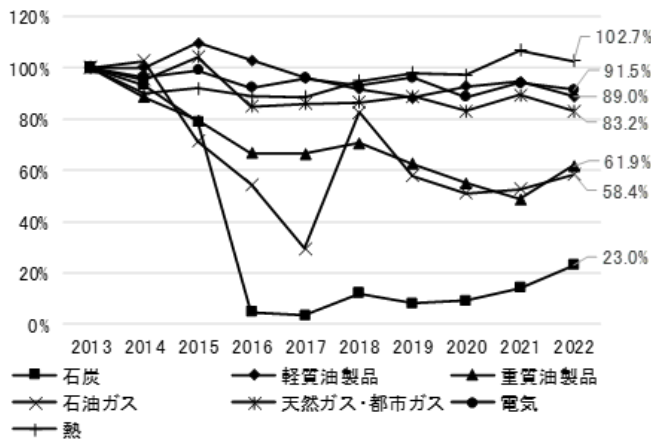
【業務その他部門の二酸化炭素排出量の推移】



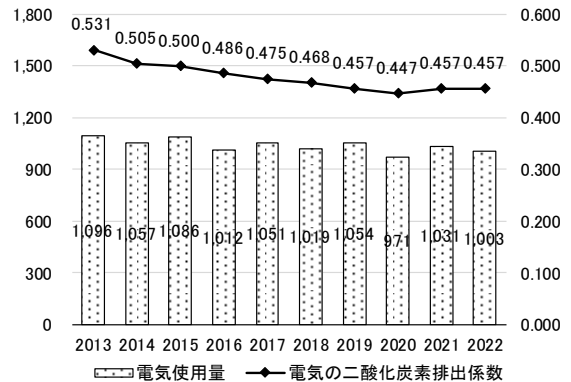
【業務その他部門の二酸化炭素排出量及び延床面積の推移】



【エネルギー別二酸化炭素排出量増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び電気の二酸化炭素排出係数の推移】



ウ 家庭部門

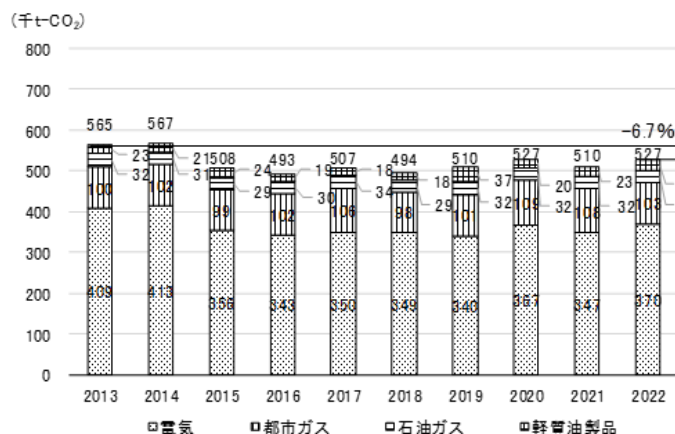
家庭部門の2022年度（令和4年度）の二酸化炭素排出量は527千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で61千t-CO₂（10.4%）減少、2021年度（令和3年度）比で17千t-CO₂（3.3%）増加しています。

家庭部門におけるエネルギー使用量の増減は、2013年度（平成25年度）比で、軽質油製品では13.0%増加、石油ガスでは13.0%減少、都市ガスでは2.6%増加、電気では3.3%増加となっています。また、エネルギー別の二酸化炭素排出量割合では、電気の使用による排出が70.1%を占めています。電気の二酸化炭素排出係数は、2013年度（平成25年度）比で13.9%低減しています。

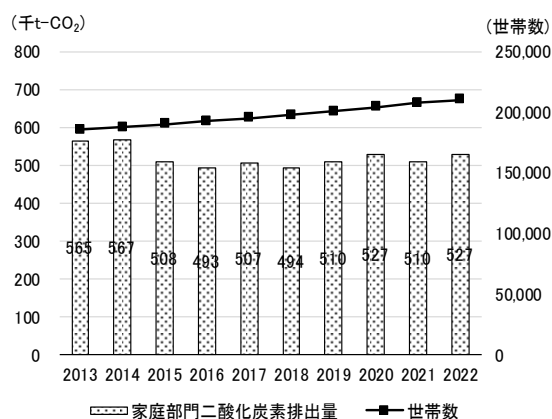
神奈川県の家庭部門における炭素排出量は増加しており、特に電気のエネルギー消費量が増加しています。このため、本市における炭素排出量も増加しました。また、神奈川県内の世帯数に対する本市の割合が増えたことも増加の要因となりました。

令和4年度はアメダスの辻堂観測所で前年度と比較して7～9月の平均気温は1.1℃高く、真夏日の日数も当時最多となるなど、住宅の冷房の使用頻度が増えたこと等により、電気等のエネルギー消費量が増加したことが主な増加要因と考えられます。

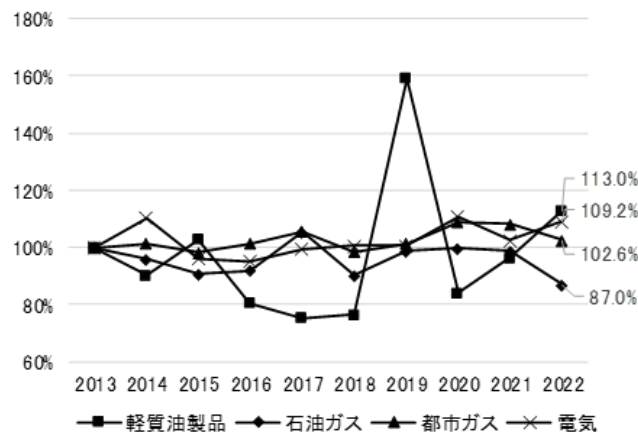
【家庭部門の二酸化炭素排出量の推移】



【家庭部門の二酸化炭素排出量及び世帯数の推移】

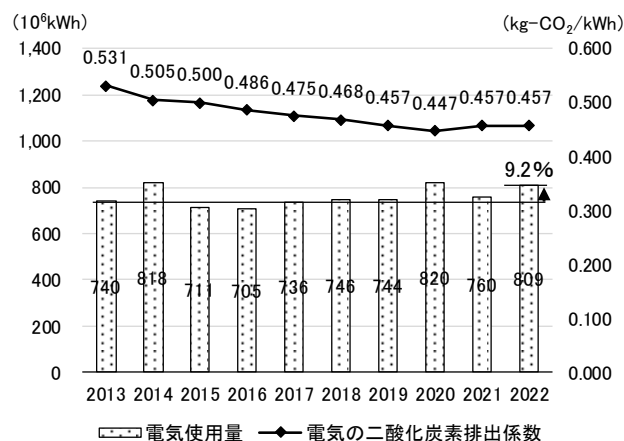


【エネルギー別二酸化炭素排出量増減比（2013年度比）】



【電気使用量及び

電気の二酸化炭素排出係数の推移】



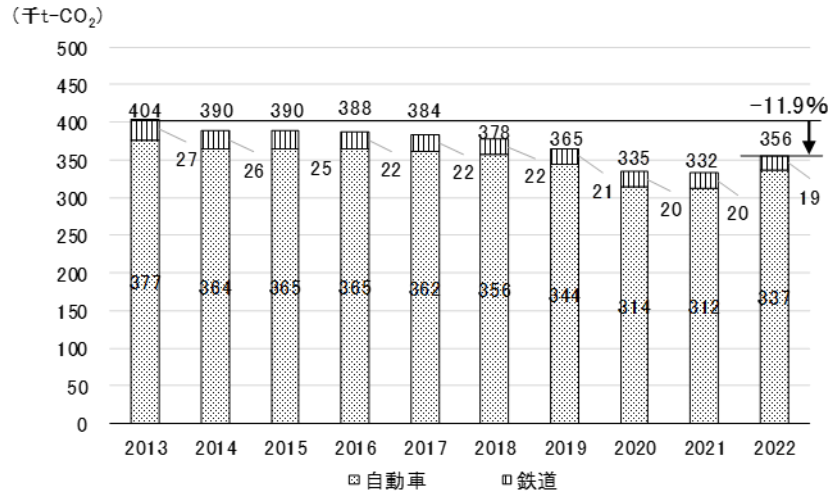
エ 運輸部門

運輸部門の2022年度（令和4年度）の二酸化炭素排出量は356千t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）比で48千t-CO₂（11.9%）減少、2021年度（令和3年度）比で24千t-CO₂（7.1%）増加しています。

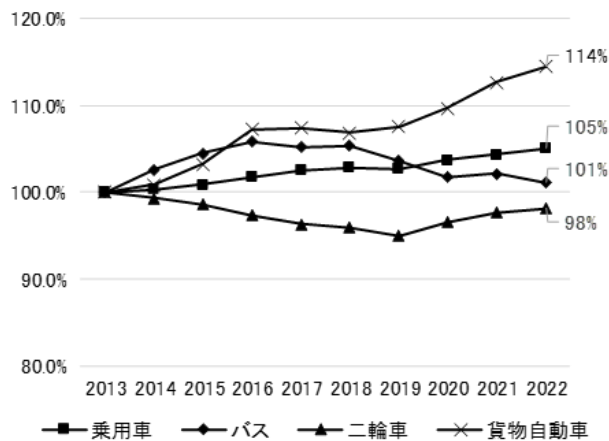
運輸部門の二酸化炭素排出量は、自動車からの排出が大半を占めており、総合エネルギー統計における運輸部門の全国の炭素排出量が増加しました。また、国の自動車保有台数に対する本市の割合が増えたことも増加の要因となりました。

本市では、自家用車保有率の高いファミリー層の流入が多いことから自動車保有台数が増加したこと、また、令和4年度は新型コロナウイルスへの対策緩和により、強い行動制限がなくなり、移動の需要が増したことから乗用車の使用量が増加したことが主な増加要因と考えられます。

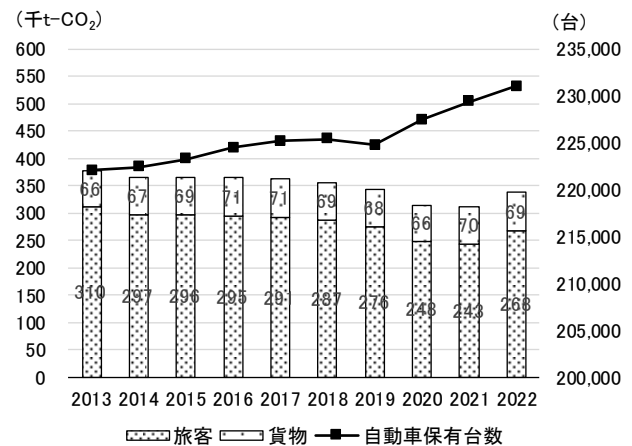
【運輸部門の二酸化炭素排出量の推移】



【自動車保有台数の増減比
(2013 年度比)】



【自動車からの二酸化炭素排出量及び
自動車保有台数の推移】



オ 廃棄物部門

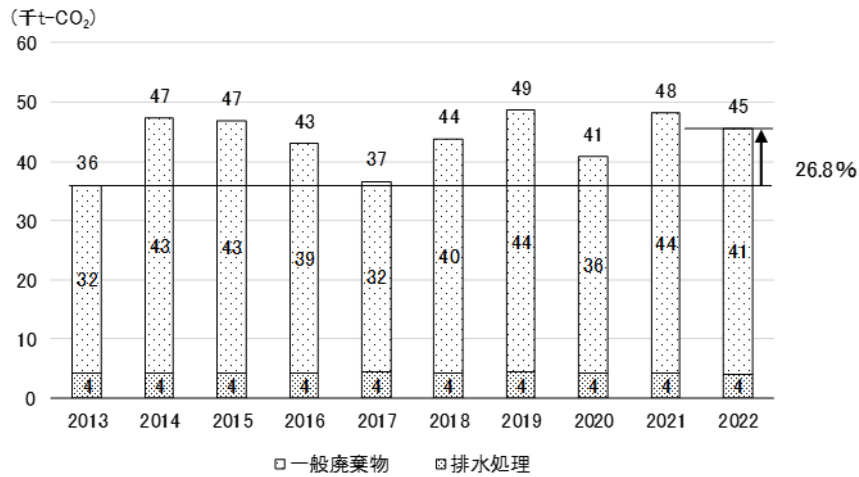
廃棄物部門の 2022 年度（令和 4 年度）の温室効果ガス排出量は 45 千 t-CO₂ となり、2013 年度（平成 25 年度）比で 10 千 t-CO₂ (26.8%) 増加、2021 年度（令和 3 年度）比で 3 千 t-CO₂ (5.5%) 減少しています。

廃棄物部門における温室効果ガスは、一般廃棄物焼却により生じる非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素や、排水処理により生じるメタン、一酸化二窒素があります。

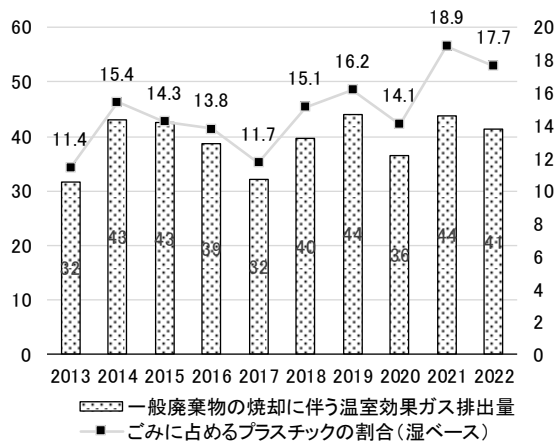
廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めるため、ごみに占めるプラスチック割合の増減に影響を受けます。

一般廃棄物焼却量は、各家庭におけるごみ減量の取組や生ごみ処理機の普及などにより減少傾向を示しており、プラスチックについてもリサイクル意識の向上などにより、減少したと考えられます。

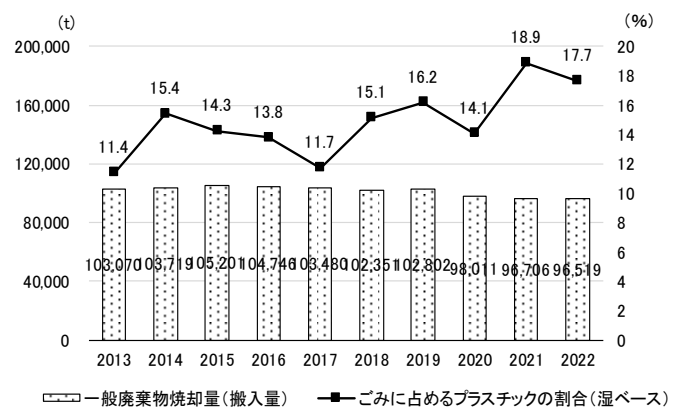
【廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移】



【一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス
排出量及びごみに占める
プラスチックの割合（湿ベース）の推移】



【一般廃棄物焼却量（搬入量）及びごみに占める
プラスチックの割合（湿ベース）の推移】



1 省エネルギー対策の推進 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 1)

環境目標5-1

脱炭素型のライフスタイルや省エネ設備の導入により、省エネルギー対策が進んでいること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2018 H30 (改定時)	2021 R3 (参考)	2022 R4	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
家庭部門における一人 当たりの電力使用量※2 単位：kWh/人 目指す方向性  削減	取組・結果等について 2022年度(令和4年度)の家庭部門 における一人当たりの電力使用量は、 前年度比で101kWh/人増加、基準年 度比で85kWh/人増加しています。これ は、2022年の真夏日が最多(当時) となったこと等により、住居での空調 利用が増加し、エネルギー使用量が 増加したものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電 システムの導入等を推進し、家庭部門 での電力使用量の削減を目指します。	目標	—	1,633	1,601	1,340	△21.7%
		実績	1,731	1,715	1,816	—	
		対前年	—	△227	101	—	
		対改定時	—	△16	85	—	
業務その他部門におけ る延床面積1㎡当りの エネルギー使用量※2 単位：MJ/㎡ 目指す方向性  削減	取組・結果等について 2022年度(令和4年度)の業務そ の他部門における延床面積1㎡当 りのエネルギー使用量は、前年度比 で28MJ/㎡減少しています。各事業 所等での省エネ設備の導入等により、 エネルギー使用量が低下したことによ るものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標に向けて、太陽光発電 システムの導入等を推進し、業務そ の他部門での電力使用量の削減を 目指します。	目標	—	1,691	1,622	1,077	9.3%
		実績	1,895	1,847	1,819	—	
		対前年	—	89	△28	—	
		対改定時	—	△48	△76	—	
指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
「藤沢市環境保全職員 率先実行計画」におけ る温室効果ガス排出量 ※3 単位：t-CO ₂ 目指す方向性  削減	取組・結果等について 2024年度(令和6年度)の「藤沢市 環境保全職員率先実行計画」に係る 温室効果ガス排出量については、前 年度比で1,009t-CO ₂ 増加してい ます。これは、東京電力の排出係数 が前年度に比べて増加したことによ り、電気使用による排出量が増加 したことによるものと考えられます。 今後の取組・対策等について 2030年の目標達成に向けて、太陽 光発電システムの導入や100%再生 可能エネルギー由来の電力購入契 約への切替などにより、温室効果ガ ス排出量の削減を目指します。	目標	—	34,735	33,089	23,216	14.9%
		実績	39,671	36,214	37,223	—	
		対前年	—	△4,470	1,009	—	
		対改定時	—	△3,457	△2,448	—	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値)／(目標値-改定時実績値)

※2 統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、最新値は2年前のデータとなる。

※3 本市実績値より算定。

⑤ 簡易型電力量表示器の貸出

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できる簡易型電力量表示器を無料で貸し出しています。



【簡易型電力量表示器使用例】

簡易型電力量表示器貸出状況

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
貸出件数	5	9	7	27	14

⑥ エコライフアドバイザーの派遣

ゼロカーボン推進課

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師（エコライフアドバイザー）を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。

<令和 6 年度の派遣実績>

- ・省エネ講座等への派遣回数： 3 回
- ・省エネ講座等の総受講者数： 66 人
- ・派遣講師数： 3 人（延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など）

⑦ 一事業者としての本市自らの取組

ゼロカーボン推進課
(教育総務課)

ア 「省エネ法」への取組

平成 13 年度に国際規格である ISO 14001 の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（「省エネ法」）が改正され、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算した合計が「1,500 kl」を超える法人は、全て特定排出事業者となり、国への報告が必要となりました。

本市では、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々 1,500 kl を超えることから、平成 21 年度よりエネルギー使用量などを報告しております。

また、「省エネ法」は令和 4 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「省エネ法」）へと改正され、非化石エネルギー（太陽光・風力など、化石燃料を使用せずに得られるエネルギー）の使用などが報告対象に加わることとなりました。

平成 21 年度	基準換算値	藤沢市	16,832 kl
		藤沢市教育委員会	6,192 kl

イ 削減目標値の設定

「省エネ法」では、エネルギー使用量（各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの）を、不変的係数※で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。令和 6 年度については、藤沢市は 1%以上削減を達成、藤沢市教育委員会は削減未達成となりました。

※不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。
本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	対前年度比 (令和6年 / 令和5年)
藤沢市					
第一種指定工場 市民病院	(kL/m ²)	0.08261	0.07999	0.08260	103.3%
第一種指定工場 辻堂浄化センター	(kL/千 m ³)	0.15060	0.13990	0.13680	97.7%
第二種指定工場 大清水浄化センター	(kL/千 m ³)	0.09772	0.08928	0.08634	96.7%
その他 (本庁舎、市民センターなど)	(kL/m ²)	0.03204	0.03274	0.03129	95.6%
藤沢市教育委員会 (小中学校など)	(kL/m ²)	0.01245	0.01075	0.01094	101.7%

⑧ 事業者のエネルギー使用量削減の促進

ゼロカーボン推進課

事業者のエネルギー使用量の削減を促進するため、エネルギー削減に資する情報の提供を行っています。令和 6 年度は、4 月～3 月の期間、商工会議所の会報誌「みなばーく」に毎月事業者の脱炭素化に資する記事を寄稿しました。また、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や本市 web サイト等において情報提供を行いました（詳細は 191 ページ、197-198 ページ、226-227 ページ）。

⑨ 「デコ活」※の推進

ゼロカーボン推進課

本市では、地球温暖化対策を推進するためのあらゆる賢い選択をしていく国民運動である「COOL CHOICE」に賛同し、平成 30 年度に COOL CHOICE の推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施してきました。令和 4 年 10 月、COOL CHOICE の後身である新国民運動「新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が始動、令和 5 年 7 月には公募によって愛称が「デコ活」に決定し、令和 5 年 8 月をもって COOL CHOICE の各種取組はデコ活に移行されました。これを受けて本市は、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すデコ活の趣旨に賛同し、令和 5 年 8 月 29 日に「デコ活宣言」を行うとともに新国民運動官民連携協議会（デコ活応援団）に参画し、デコ活の普及・浸透を図ってきました。令和 6 年度は、昨年度に引き続き、デコ活に関するチラシやリーフレットの配布に加え、前年と比較した電力使用量の削減率を市民・事業者間で競う「省エネチャレンジ 2024」を新たに実施しました。



【デコ活ロゴ】



【省エネチャレンジ 2024】

※ デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

⑩ 藤沢市環境保全職員率先実行計画」

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 56%削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

ア 取組結果

令和 6 年度における温室効果ガス排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス排出量の削減目標と実績 単位：t-CO₂

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 12 年度 (目標年度)	削減目標
温室効果ガス排出量	52,288	40,684	36,214	37,223	23,216	-56%

また、エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度（2013 年度）との比較は、下表のとおりです。

エネルギー別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

対象項目	2013 年度	2022 年度	基準年度 比削減率	2023 年度	基準年度 比削減率	2024 年度	基準年度 比削減率	2030 年度	残削減数
エネルギー	電気	40,998	31.4%	24,097	41.2%	24,563	40.1%	18,203	6,360
	都市ガス	9,699	-13.1%	10,582	-9.1%	10,986	-13.3%	4,306	6,680
	LPG	332	-15.7%	322	3.0%	365	-9.9%	147	218
	LNG	0.8	100%	0	100.0%	0	100.0%	0.4	0
	ガソリン	478	-4.8%	496	-3.8%	473	1.0%	212	261
	軽油	536	-10.1%	584	-9.0%	582	-8.6%	238	344
	A 重油	118	26.3%	86	27.1%	87	26.3%	53	34
	灯油	127	63.8%	47	63.0%	167	-31.5%	57	110
合計	52,288	40,684	22.2%	36,214	30.7%	37,223	28.8%	23,216	14,007

イ 外部監査

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」の実行性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施しています。外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任しています。

令和 6 年度は、高齢者支援課、下水道施設課、病院総務課の 3 課 4 施設を対象として、温室効果ガス排出量について環境マネジメントシステム監査を実施しました。

- ・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- ・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

◇税制優遇措置の対象となる建築物

- ・長期優良住宅の認定を受けた建築物
- ・低炭素建築物の認定を受けた建築物

長期優良住宅認定件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定件数	460	549	378	376	482

低炭素建築物認定件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定件数	31	109	105	34	40

「建築物省エネ法」届出件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
届出件数	121	88	97	86	85

④ 省エネ設備投資等に対する補助

ゼロカーボン推進課

地球温暖化対策として、環境を保全するための設備投資に対して経費の一部を補助し、省エネ設備等の導入を促進しています（詳細は 196-197 ページ、202-203 ページ、209 ページ）。

ゼロカーボン推進課

⑤ 省エネ設備投資等に関する情報提供

「藤沢市地球温暖化対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」のほか、環境月間・ゼロカーボン推進週間・環境フェアなど各種イベントにおいて、市民・事業者を対象として、国や県等における補助制度等に関する周知を行いました。

また、県の住宅用蓄電池の共同購入事業等の取組について、本市 web サイトを活用し、周知に協力をしました。

公共建築課・道路維持課・公園課

ゼロカーボン推進課

⑥ 公共施設における省エネ設備の率先導入

照明に係る消費電力及び CO₂ 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

令和 6 年度は、市立小学校、中学校、特別支援学校 17 校の体育館において、LED 照明への更新を行いました。

また、令和 6 年度に改築工事が完了した鵠南小学校（浜見保育園等併設）に LED 照明を導入しました。さらに、「藤沢市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業」において、10 年間の委託を開始しました。



【鵠南小学校に導入した LED 照明】



【石川小学校体育館の LED 照明】

2 エネルギーの地産地消 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 2)

環境目標5-2

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

ゼロカーボン推進課

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5 (参考)	2024 R6	2030 R12 (目標)	目標 達成率※1
太陽光発電システム補助件数(累計)※2 単位: 件 目指す方向性  増加	取組・結果等について 2024 年度における太陽光発電システム補助件数については、住宅用 90 件、事業者用 5 件の補助を行い、累計 3,125 件に到達しました。 今後の取組・対策等について 「固定価格買取」による売電価格の下落が続いていることから、現在の FIT 認定を対象とする太陽光発電システム設置費の補助に加え、令和 6 年 5 月に採択された「重点対策加速化事業交付金」を活用し、自家消費型の太陽光発電システム設置費の補助について、令和 6 年 8 月から申請受付を開始しました。今後も国や県の制度を最大限活用し、普及促進に努めていきます。	目標	—	3,172	3,307	4,117	26.5 %
		実績	2,767	3,030	3,125	—	
		対前年	—	76	95	—	
		対改定時	—	263	358	1,350	
太陽光発電システム補助による導入容量(累計)※2 単位: kW 目指す方向性  増加	取組・結果等について 2024 年度における太陽光発電システム補助による導入量については、住宅用 431.34kW、事業者用 237.9kW となり、累計 12,840 kW に到達しました。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数(累計)」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	12,485	13,017	16,208	36.7 %
		実績	10,889	12,171	12,840	—	
		対前年	—	393	669	—	
		対改定時	—	1,282	1,951	5,319	
再生可能エネルギー導入容量(累計)※3 単位: kW 目指す方向性  増加	取組・結果等について 2024 年度における再生可能エネルギー導入容量は 3,479kW となり、累計 61,739 kW に到達しました。 2030 年度の目標 115,254 kW に対して、現状十分な導入には達していないと判断されます。これは、主に、FIT 価格の下落傾向に伴い、太陽光発電システムの導入が伸び悩んだことが影響したものと推測されます。 今後の取組・対策等について 上記の「太陽光発電システムと補助件数(累計)」概要欄記載内容と同様の考え方となります。	目標	—	68,275	74,986	115,254※4	20.3 %
		実績	48,141	58,260	61,739	—	
		対前年	—	5,133	3,479	—	
		対改定時	—	10,119	13,598	67,113	

※1 目標達成率＝(最新値-改定時実績値)／(目標値-改定時実績値)

※2 本市における実績値。

※3 FIT 制度における本市域の導入容量。

※4 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(令和 4 年 3 月) 32 ページの太陽光発電システムの目標導入容量から 2021 年度(令和 3 年度)以降の導入容量を算定して設定。

(1) 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消の推進

ゼロカーボン推進課

① 公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は
1,715kW、太陽集熱器の総集熱面積は 332 m² にのびります。



【藤沢市立本町小学校に増設した
太陽光発電システム (85 kW)】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

利用目的	設備容量等	施設名				
太陽光発電	57.15 kW	本庁舎	太陽光発電	施設内の電源の一部	19 kW	新林小学校
	69.62 kW	本庁舎 (増設) *PPA			19 kW	中里小学校
	21.28 kW	分庁舎			19 kW	滝の沢小学校
	17 kW	防災センター			19 kW	大鋸小学校
	11.44 kW	六会市民センター			19 kW	天神小学校
	10 kW	明治市民センター			19 kW	駒寄小学校
	18 kW	遠藤市民センター			19 kW	高谷小学校
	36 kW	善行市民センター			19 kW	小糸小学校
	10 kW	辻堂市民センター			19 kW	大清水小学校
	5 kW	藤沢公民館・労働会館等複合施設			19 kW	石川小学校
	50 kW	リサイクルプラザ藤沢			22 kW	第一中学校
	9.44 kW	環境事業センター			85.49 kW	第一中学校 (増設) *PPA
	43.66kW	環境事業センター (増設) *リース			19 kW	明治中学校
	10 kW	北消防署遠藤出張所			19 kW	鶴沼中学校
	19 kW	藤沢小学校			22 kW	六会中学校
	19 kW	明治小学校			70.55 kW	六会中学校 (増設) *PPA
	19 kW	鶴沼小学校			22 kW	片瀬中学校
	30 kW	本町小学校			19 kW	御所見中学校
	85.08 kW	本町小学校 (増設) *PPA			19 kW	湘洋中学校
	19 kW	村岡小学校			19 kW	長後中学校
	19 kW	六会小学校			19 kW	藤ヶ岡中学校
	19 kW	辻堂小学校			19 kW	高浜中学校
	19 kW	鶴沼小学校			19 kW	善行中学校
	19 kW	片瀬小学校			19 kW	秋葉台中学校
	19 kW	大道小学校			19 kW	大庭中学校
	22 kW	秋葉台小学校			19 kW	村岡中学校
	22 kW	御所見小学校			19 kW	湘南台中学校
	19 kW	長後小学校			19 kW	高倉中学校
	19 kW	八松小学校			19 kW	滝の沢中学校
	19 kW	高砂小学校			19 kW	大清水中学校
	22 kW	善行小学校			19 kW	羽鳥中学校
	19 kW	富士見台小学校			19 kW	白浜養護学校
	19 kW	鶴南小学校		敷地内に設置	5.5 kW	辻堂元町六丁目公園
	19 kW	浜見小学校			2.9 kW	辻堂元町六丁目第二公園
	19 kW	俣野小学校			2.9 kW	猪王面公園
	19 kW	大越小学校		全量売電	20 kW	藤沢市民病院
	19 kW	羽鳥小学校		緑石マーカー・カーブ誘導灯	0.003 kW	道路標識 (発光道路紙)
	19 kW	湘南台小学校	太陽熱	給湯・暖房・温水プール	261 m ²	秋葉台公園温水プール
	19 kW	大庭小学校		体育館等床暖房・温水プール	71 m ²	白浜養護学校
	19 kW	亀井野小学校				

② 環境配慮型公共施設の設計

公共建築課

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和 5 年 1 月に新築工事が完了した環境事業センター (石川小学校区児童クラブ併設) では、太陽光発電システム及び蓄電池 (10 kW 程度) を設けることで、電力供給に加え停電対策も行ってい

末の本市における、FIT 制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW 未満の設備が 10,492 件、10 kW 以上の設備が 636 件で、設備導入容量の合計は 56,755kW です。

④ 家庭用燃料電池システムの普及推進

ゼロカーボン推進課

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	141	113	48	75	70

⑤ 蓄電池の設置促進

ゼロカーボン推進課

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。なお、本補助事業は、後述の重点対策加速化事業に関する補助事業、住宅用太陽光発電システム（自家消費型）、蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の 3 点同時設置の補助事業（199 ページ参照）との併用ができるものとしています。

令和 6 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
補助件数	92	78	62	61	市単独	71
					重点併用	6

ゼロカーボン推進課

⑥ オフィスビルの ZEB（ゼブ：Net Zero Energy Building）化や住宅の ZEH（ゼッチ：Net Zero Energy House）化に関する情報提供等

ZEB については、必要となる省エネ、省 CO₂ 性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援する国庫補助事業の周知など、「藤沢市地球温暖化対策研究会」や藤沢商工会議所会報誌「みなばーく」などを通じて、情報提供を行いました。

ZEH については、パネル展示等を活用した市民周知を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度に ZEH 住宅加算金制度を加え、令和 6 年度は 9 件の加算による支援を行いました。

⑦ 北部環境事業所におけるごみ焼却エネルギーの有効利用

ゼロカーボン推進課

北部環境事業所のごみ焼却時に発生したエネルギーを用いて発電した電力を売却し、その売電額を財源に市内の公共施設へ 100%再生可能エネルギー電力を導入しています。

平成 26 年度に 66 施設へ導入開始後、年々対象施設数を拡大し、令和 6 年度は 87 施設へ再生可能エネルギー電力を導入しました。

⑧ 民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入支援に関する検討及び情報提供

令和 4 年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています（詳細 196-197 ページ）。それに加え、令和 6 年 8 月からは、国の重点対策加速化事業に採択された交付金を活用した新たな補助制度にて、事業者に向けた太陽光発電設備等及び高効率設備の導入にかかる設置費用の一部補助を開始しました（詳細 198-199 ページ）。また、令和 6 年 7 月には、藤沢商工会議所、神奈川産業振興センターと共催にて「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」を開催し、事業者用の再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けた取組を行いました。

環境施設課（北部環境事業所）

⑨ 焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所では、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機（1 号炉）を稼働させ発電を行っています。この発電により得られた電気で、施設内の電力をまかなうとともに、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

また、令和 5 年 4 月からは出力 4,440 kW のタービン発電機（2 号炉）が稼働され、1 号炉同様に余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者に売電しています。

⑩ 焼却処理施設の余熱利用

ア：環境施設課（北部環境事業所）

イ：環境施設課（石名坂事業所）

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発電量 (kWh)	23,092,840	22,698,810	21,688,080	40,259,550	39,014,370
売電量 (kWh)	15,484,422	15,379,158	13,973,778	27,153,576	26,226,576
売電金額 (円)	235,242,451	226,877,886	218,493,454	544,088,358	438,256,716

※ 令和 5 年度から 2 炉運転開始。

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用しています。

令和 5 年 2 月までは石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへ、地中埋設管により高温水（85℃）を送り、温水プール側で熱交換器を用いて、プール水の加温及び冷暖房用に使用していました。

発電・電力会社売電実績

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
発電量 (kWh)	10,745,100	10,439,200	10,474,700	3,166,000	3,592,100
売電量 (kWh)	1,517,855	1,409,963	1,405,088	76,061	167,666
売電金額 (円)	10,703,824	17,331,876	17,303,191	676,280	1,382,140

※ 余剰電力の売却は平成 29 年 2 月から開始、令和 5 年度から 1 炉運転。

⑪ 重点対策加速化事業に関する補助事業

環境省は、2030 年度温室効果ガス排出削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、地域脱炭素の「重点対策」を複数年にわたって意欲的かつ加速的に実施する自治体に対する支援として、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（交付期間 5 年間）を行っています。

本市は令和 6 年 5 月に、重点対策加速化事業に採択され、8 月からは本事業の交付金を活用した補助制度の受付を開始しました。太陽光発電設備等を新たに導入し自家消費する方、高効率設備を導入する事業者、自宅の断熱改修を行う方に対し、設置費用の一部を補助しています。令和 6 年度は事業者向けに「カーボンニュートラル補助金活用セミナー」を開催したほか、住宅展示場に出展しているハウスメーカーへ訪問するなどの執行率を高める周知活動を行いました。

ア 住宅用太陽光発電システム(自家消費型)、蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の 3 点同時設置

住宅用太陽光発電システム（自家消費型）、定置用リチウム蓄電池、HEMS の 3 点同時設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度	補助額	太陽光	1 kW 当たり 70,000 円
		蓄電池	補助対象経費の 1/3
		HEMS	補助対象経費の 2/3 上限 100,000 円
	補助件数	6 件	
	合計出力数	38.47kW	
	平均出力数	6.41kW	

イ 住宅向け断熱改修

自ら居住する住宅（戸建て）について高性能建材を使用した断熱改修を進めることを目的として、既存住宅の断熱改修にかかる費用の一部を補助しています。

令和 6 年度	補助額	補助対象経費の 1/3	上限 300,000 円
	補助件数	1 件	

ウ 事業者用太陽光発電システム（自家消費型）等の設置

事業者用太陽光発電システム（自家消費型）、事業者用定置用リチウムイオン蓄電池を設置する事業者に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度	補助額	太陽光	1 kW 当たり 70,000 円
		蓄電池	補助対象経費の 1/3
	補助件数	太陽光	4 件
		蓄電池	1 件
	合計出力数	233.56kW	
	平均出力数	58.39kW	

エ 業務用高効率機器の設置

業務用高効率機器（照明、給湯、空調）を設置する事業者に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 6 年度	補助額	補助対象経費の 1/2	
		照明は上限 1,000,000 円、給湯、空調は上限なし	
	補助件数	照明	1 件
		給湯	0 件
		空調	1 件

（２）自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

ゼロカーボン推進課

① PPA 事業を活用した太陽光発電システムの導入

PPA 事業とは、「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の呼称で、自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出量の削減ができる仕組みです。

本市では、市内小中学校等の公共施設 4 施設を対象として、令和 5 年度に当該事業を活用した太陽光発電システムの設置工事を行い、令和 6 年度から運用を開始しました。

② 再生可能エネルギー由来の電力等に関する情報収集

ゼロカーボン推進課

横浜銀行が主催する「地域脱炭素プラットフォーム」などに参画（県内 28 市町村参画）し、先進事例に関する情報交換を行うことで、電力に関する知識向上を図りました。また、電力価格の高騰に伴い、神奈川県の新エネオークションの情報収集や周知啓発、再エネ小売事業者からの見積単価等の聞き取り、6 市 2 町温暖化対策担当者情報交換会等を活用した電力調達の現状と今後の予定等についての聞き取りを行いました。

3 環境にやさしい都市システムの構築 (「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針 3)

環境目標5－3

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

★ 達成指標に対する本年度の状況 ★

指標項目	概要		2020 R2 (改定時)	2023 R5	2024 R6	2030 年度 (目標)	目標 達成率※1
自転車専用通行帯の整備距離※2 単位：km 目指す方向性  増加	取組・結果等について 2024 年度（令和 6 年度） については、藤沢市自転車走行空間のあり方に基づき、「矢羽根等」の整備を行ったもの。 今後の取組・対策等について 2023 年（令和 5 年）4 月に改訂した「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】」で示した実施スケジュールに基づき、自転車通行空間の整備を進めています。	目標	—	—		19.3※3	道路整備課 4.9%
		実績	3.6	4.37	4.37	—	
		対前年	—	0	0.00	—	
		対改定時	—	0.77	0.77	15.7	
市域の緑地確保※2 (再掲) 単位：％ 目指す方向性  増加	詳細については 100 ページ	目標	—	—	—	29.0	みどり保全課 Δ0.5/3.9 ポイント
		実績	25.1	24.7	24.6	—	
		対前年	—	Δ0.3	Δ0.1	—	
		対改定時	—	Δ0.4	Δ0.5	3.9	
市民一人当たりの都市公園の面積※2 (再掲) 単位：m ² 目指す方向性  増加	詳細については 120 ページ	目標	—	—		9.0	公園課 2.5%
		実績	5.33	5.41	5.42	—	
		対前年	—	0.07	0.01	—	
		対改定時	—	0.08	0.09	3.67	

※1 目標達成率＝（最新値-改定時実績値）／（目標値-改定時実績値）

※2 本市における実績値。

※3 2023 年度（令和 5 年度）改定後目標値 19.3km。 (2020 年（令和 2 年）策定時目標値 9.0km)

⑤ エコドライブの普及啓発

ゼロカーボン推進課

エコドライブは、低燃費で安全な運転というだけでなく、地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の削減につながります。各種イベントや周知媒体を活用し、エコドライブ等に関する普及啓発を実施しています。

令和 6 年度は、ホームページにて記事の掲載や LINE 公式アカウント「COOL CHOICE 藤沢」を活用し、「デコ活」及びエコドライブに関する周知を行いました。

⑥ 次世代自動車の公用車への率先導入

管財課

市では、地球温暖化対策として、公用車の更新時には率先して次世代自動車を導入しています。

ア 公用電気自動車

軽自動車 10 台、2 トントラック 1 台を導入しています。

イ ハイブリッド公用車

軽自動車 1 台、普通車を 11 台導入しています。



【公用電気自動車】

ウ 環境にやさしい塵芥収集車の導入

環境事業センター

塵芥収集車等においては、法令に基づいて環境負荷が小さいディーゼル車のほか、EV 車の導入を実施しています。

(2) 緑化の推進

① みどり基金による緑地の取得等

みどり保全課

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 61 年 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しています（詳細は 104 ページ）。

② 開発等における緑化指導

みどり保全課

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに、用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

(3) 雨水の利活用

① 雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに住宅へ設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象 100 リットル以上 600 リットル以下の
雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額 本体購入金額の 1/2 (上限額 1.5 万円)

ゼロカーボン推進課



【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
補助件数	27	22	26	14	25

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

下水道計画業務課

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 4 万円の助成を行っています (助成開始年度 平成 7 年度)。

助成件数の推移

単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

※ 平成 27 年度に 1 件。

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

増加する自然災害など、様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められており、「農業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の分野について、地域特性を考慮して気候変動への適応を進めています。

(1) 農業・水産業

農業水産課

① 農業に関する支援・対策

農業生産は、一般に気候変動の影響を受けやすく、すでに日本各地の各品目で気候変動によると考えられる影響が見られます。農業の発展と存続を図るため、様々な農業支援を行っていますが、気候変動による農業への影響について、令和6年度に行った主な事業者への支援は、次のとおりです。

ア 水稻・果樹・野菜等

- ・ 地場野菜の安定供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援
- ・ 野菜の生育や収穫に悪影響をおよぼす病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

イ 畜産

- ・ 畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
- ・ 家畜の伝染病のための検査や投薬、注射の実施及び病虫害防除資材の購入に要する経費に対する支援

ウ 農地

- ・ 水田保全事業（詳細は 132 ページ）
- ・ 日本型直接支払制度（詳細は 134 ページ）
- ・ 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

防災協力農地面積

単位：m²

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
防災協力農地	96,143.42	94,411.42	94,411.42	92,109.80

- ・ 水路・農道の整備（詳細は 132 ページ）

② 藻場の保全

農業水産課

沿岸域・内水面漁場環境等において、水温の上昇による藻類の生産力への影響などによるものと考えられる藻場の減少などが、日本各地で生じています。江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃等の水産多面的機能発揮対策を行うとともに、藻場保全等の活動を国や県とともに支援しています（111 ページ参照）。

② 自然環境実態調査の実施

みどり保全課

自然環境の現状を把握するため、「藤沢市自然環境実態調査」をこれまでに3回実施しており、調査及び解析は、市民や大学などの研究機関、市民活動団体との協働により行いました（詳細は 113-114 ページ）。今後も概ね 10 年ごとに定期的・継続的に「藤沢市自然環境実態調査」を実施していきます。

③ 侵略的な外来生物の防除と管理

みどり保全課

市内の在来種や緑地・水辺環境、人の生活や産業経済活動に大きな負荷を与える生きものを、侵略的な外来生物として、防除と管理方針の作成などを「藤沢市生物多様性地域戦略」の施策の 1 つに位置づけています。長久保公園の「生物多様性センター」や、遠藤笹窪谷公園の「生物多様性サテライトセンター」における、各種講座やパネル展示などを通じて、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を行いました。



【特定外来生物
(オオキンケイギク)】

【記載】防災政策課
(関係課) 災害対策課

(4) 自然災害・沿岸域

① 各種ハザードマップの整備

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇などが予測され、超大型台風による被害、局地的大雨による被害、集中豪雨の頻発による土砂災害、竜巻被害等が全国各地で発生しており、こうした風水害への更なる対応が求められています。

局地的大雨等により想定される被害について、市民が適切に把握し理解できることは、人的被害を軽減するために最も重要なことの 1 つです。そのため、市内の河川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップや、国内観測史上最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合の最大となる高潮浸水区域、浸水深をシミュレーションにより予測した高潮浸水想定区域を示した高潮ハザードマップ、想定しうる最大規模の降雨により内水氾濫がおきた場合に想定される「雨水出水浸水想定区域」における浸水深や避難場所等の情報を掲載した内水氾濫ハザードマップなど様々な種類のハザードマップを作成しています。



【土砂災害・洪水ハザードマップ】

② 水防活動訓練の実施

【記載】災害対策課
(関係課) 防災政策課

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和6年度）

項目		達成指標
1-1 大気の保全	p. 37	大気汚染に係る環境基準の達成
		ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成
		微小粒子状物質 (PM2.5)に係る環境基準の達成
1-2 土壌・地下水の保全	p. 54	土壌の汚染に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成
		地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成
1-3 河川・海の保全	p. 60	水質汚濁に係る環境基準の達成
		ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成
1-4 騒音・振動・悪臭の防止	p. 76	騒音に係る環境基準の達成
		航空機騒音に係る環境基準の達成
1-5 放射性物質への対応	p. 83	放射線量の基準値の達成
1-6 景観の保全・形成	p. 88	景観形成基準の達成
1-7 文化・歴史的資源の活用	p. 95	市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実
2-1 緑と里山の保全	p. 100	市域の緑地確保
2-2 生物多様性の保全	p. 110	ビオトープ拠点の保全・再生、創出
2-3 新たな緑の創造	p. 120	市民一人当たりの都市公園の面積
2-4 農水産との共存	p. 131	有機農業の取組面積
3-1 廃棄物の発生・排出抑制	p. 136	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
3-2 廃棄物の適正な処理	p. 143	一般廃棄物の資源化率
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率
		藤沢市ごみ分別アプリ累計ダウンロード数
4-1 環境教育の推進	p. 156	環境関連講座の実施
		環境分野に関する体験学習会等への参加人数
4-2 各主体による 環境保全・環境美化	p. 167	環境美化活動への参加人数

※1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基本計画」の達成指標が複数年度にわたるため、引き続き取組を進めている状況を示しています。

令和6年度		備考
実績値	状況※1	
	一部未達成	一般環境大気測定局全4局で「光化学オキシダント」が未達成。それ以外の項目については、自動車排出ガス測定局全1局を含む全5局で環境基準を達成。
	達成	市役所及び藤沢橋において毎月1回、御所見小学校で年2回(夏期・冬期)調査を実施。全ての地点で環境基準を達成。
	達成 (参考)	市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県での測定計画において令和4年度から隔年実施となり、次回調査は令和7年度の予定。なお、前回調査の令和5年度については、市内2地点で環境基準を達成。
	達成	一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局において、全ての地点で環境基準を達成。
	一部未達成	「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域について6地点を指定。
	達成	ダイオキシン類管理対象地等における土壌調査において、基準の超過は確認されませんでした。
	一部未達成	継続調査地点3地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、羽鳥のクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが未達成。
	一部未達成	市計画河川11地点のうち「蓼川」「小出川」のBODで未達成。公共用水域水質調査(河川及び海域)計8地点については「川名橋」のBODで未達成。
	達成	公共用水域(河川)水質2地点で実施。全ての地点において、環境基準を達成。
	一部未達成	交通騒音調査(8路線11区間)における評価対象住居9,115戸のうち、399戸(4.4%)で昼夜ともに未達成。
	達成	航空機騒音測定を行っている5局(県設置2局、市設置3局)全ての地点において、環境基準を達成。
	達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成。
	達成	手続き対象79件のうち、景観形成基準に適合する件数は79件(100%)であり達成。
	継続	広く展示公開などの機会を設けるなど、公開活用について継続中。
24.6%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
	継続	既存ビオトープの維持管理及び、稲荷の森の整備を実施。
5.42㎡	継続	2030年度の目標は9.0㎡、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20㎡。
32.3 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」(令和4年3月)における目標は2026年度54.2 ha(最終目標は2050年220 ha)。2024年度実績は32.3 ha。
577 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
32.9%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.5%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
167,731件	継続	2030年度の目標は163,000件。2024年度実績は21,702件。
26講座	継続	2030年度の目標は25講座。
4,602人	継続	2030年度の目標は6,000人。前年度比: +2% (2023年度4,521人)。小学校3,899人、保護者0人、保育園等703人、保護者0人。
100,603人	継続	2030年度の目標は140,000人。前年度比: +23% (2022年度82,119人)。内訳は、「ゴミゼロキャンペーン」が4,160人、「一日清掃デー」が12,548人、「地区内道路等のボランティア清掃」が94,147人、「不法投棄・ポイ捨て防止イベント」が100人、「きれいで住みよい環境づくり条例イベント」が100人。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示してい

「藤沢市環境基本計画」の達成指標に対する状況（令和6年度）

項目		達成指標
5-0 ^{※2} 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」目標）	p. 175	2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減
5-1 ^{※2} 省エネルギー対策の推進 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針1）	p. 184	家庭部門における一人当たりの電力使用量
		業務その他部門における延床面積1 m ² 当たりのエネルギー使用量
		「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量（2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量：52,288 t-CO ₂ ）
5-2 ^{※2} エネルギーの地産地消 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針2）	p. 194	太陽光発電システム補助件数（累計）
		太陽光発電システム補助による導入容量（累計）
		再生可能エネルギー導入容量（累計）
5-3 ^{※2} 環境にやさしい 都市システムの構築 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針3）	p. 200-201	自転車専用通行帯の整備距離
		市域の緑地確保（再掲）
		市民一人当たりの都市公園の面積（再掲）
		有機農業の取組面積（再掲）
5-4 ^{※2} 循環型社会の形成 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」基本方針4）	p. 206	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（再掲）
		一般廃棄物の資源化率（再掲）
		灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率（再掲）
5-5 ^{※2} 気候変動への適応 （「藤沢市地球温暖化対策実行計画」地域気候変動適応計画）	p. 211	熱中症搬送者数
		自主防災組織の数

※1 本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、「藤沢市環境基本計画」の達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

※2 環境像5の各達成指標は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の達成指標も兼ねています。

令和6年度		備考
実績値	状況 ^{※1}	
14.2% (速報値)	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、 2022年度 の値を記載。
1,816kWh/人	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、 2022年度 の値を記載。 2030年度の目標は1,340 kWh/人。
1,819 MJ/m ²	継続	統計資料より算定を行っており、算定に使用している統計資料の公表時期等により、 2022年度 の値を記載。 2030年度の目標は1,077 MJ/m ² 。
37,223 t-CO ₂	継続	2030年度の目標は23,216 t-CO ₂ 。
3,125件	継続	2030年度の目標は4,117件。 2024年度実績 は住宅用太陽光発電システム補助 90 件、事業者用太陽光発電システム補助 5 件。
12,840 kW	継続	2030年度の目標は16,208 kW。 2024年度実績 は住宅用太陽光発電システム 431.34 kW、事業者用太陽光発電システム 237.9 kW。
61,739 kW	継続	2030年度の目標は115,254 kW。 2024年度実績 は 3,479 kW。
4.37 km	継続	「藤沢市自転車活用推進計画【実施計画】(令和5年4月改定)」における最終的な目標は2030年度19.3km。 2024年度実績 は 0 km。
24.6%	継続	2030年度の目標は29.0%、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
5.42 m ²	継続	2030年度の目標は9.0 m ² 、「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20 m ² 。
32.3 ha	継続	2030年度の目標は81.8 ha、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」(令和4年3月)における目標は2026年度54.2 ha(最終目標は2050年220 ha)。 2024年度実績 は 32.3 ha。
577 g	継続	2030年度の目標は612 g/人・日、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度609 g/人・日。
32.9%	継続	2030年度の目標は35%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度35%。
24.5%	継続	2030年度の目標は25%、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における最終的な目標は2031年度25%。
153人	継続	2030年度の目標は 153 人から減少。 2023年度実績 の 188 人から 35 人減少。
469団体	継続	令和12年度の目標は467団体から増加。 令和4年度実績の468団体から1団体増加。 令和5年度実績 は1団体解散するも、1団体新規結成したことにより増加。

本計画」に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示してい

藤沢市地球温暖化対策実行計画における「達成指標」の進行管理について

2024年度(令和6年度)実績報告

	指標項目	目指す方向性	担当課(単位)		A 2018 H30	2019 R1	2020 ^x R2	2021 R3
基本方針1	家庭部門における一人当たりの電力使用量	削減	ゼロカーボン推進課 (kWh/人)	目標 実績※4	現状値 1,731 (1,674) 対前年 —	1,698 1,707 (1,716) △ 24	1,666 1,942 (1,940) + 235	1,633 1,715 △ 227
	業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量	削減	ゼロカーボン推進課 (MJ/㎡)	目標 実績	現状値 1,895 対前年 —	1,827 1,903 + 8	1,759 1,758 △ 145	1,691 1,847 + 89
	「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量(2013年度(平成25年度)排出量:52,288t-CO2)	削減	ゼロカーボン推進課 (t-CO2)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 39,671	38,026 41,346 + 1,675
基本方針2	太陽光発電システム補助件数(累計)	増加	ゼロカーボン推進課 (件)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 2,767	2,902 2,875 + 108
	太陽光発電システム補助による導入容量(累計)	増加	ゼロカーボン推進課 (kW)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 10,889	11,421 11,382 + 493
	再生可能エネルギー導入容量(累計)	増加	ゼロカーボン推進課 (kW)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 48,141	54,852 50,339 + 2,198
基本方針3	自転車専用通行帯の整備距離(累計) ※1	増加	道路整備課 (km)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 3.60	— 4.37 + 0.77
	市域の緑地確保 ※2	増加	みどり保全課 (%)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 25.1	— 25.1 + 0
	市民一人当たりの都市公園の面積 ※2	増加	公園課 (㎡)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 5.33	— 5.30 △ 0.03
環境にやさしい都市システムの構築	有機農業の取組面積	増加	農業水産課 (ha)	目標 実績	— — 対前年 —	— — —	現状値 19.7	19.7 23.4 + 3.7
基本方針4	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※3	削減	環境総務課 (g/人・日)	目標 実績	— — 対前年 —	— 646 —	現状値 654	— 631 △ 23
	一般廃棄物の資源化率 ※3	増加	環境総務課 (%)	目標 実績	— — 対前年 —	— 32.3 —	現状値 33.7	— 33.2 △ 0.5
	灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率 ※3	増加	環境総務課 (%)	目標 実績	— — 対前年 —	— 24.2 —	現状値 25.8	— 25.3 △ 0.5

※1 自転車専用通行帯の整備距離について、2020年の現状値は3.60km、期間中に15.70km整備するため2030年度の目標値

※2 緑の基本計画(計画年度2000-2030年度)において10年ごとの目標値を定めており、2030年度目標値は同計画と同じとし

※3 藤沢市一般廃棄物処理基本計画(2022-2031年度)では、2019年度を基準年度として2031年度の目標値を定めている。

※4 2024年の国の週及改訂による変更後の確定のを参考として、括弧書きで記載した。

温室効果ガス
排出量
(2022年度速報値)

環境省マニュアルに基づき、都道府県別エネルギー消費統計の按分などから温室効果ガス排出量を算定

部門 (単位:千t-CO ₂)		2013 (基準年度)	2018 (計画策定時)	2019 R1	2020 R2	2021 R3
二酸化炭素	産業部門	943	828	822	808	837
	業務その他部門	835	633	628	574	618
	家庭部門	588	485	512	542	510
	運輸部門	404	378	365	335	332
	廃棄物部門	30	38	42	35	42
	小計	2,801	2,361	2,371	2,293	2,339
メタン	廃棄物部門	1	1	0	1	1
一酸化二窒素		5	5	0	4	5
合計		2,807	2,367	2,371	2,299	2,345

目標達成率の算出方法について

①(B2022実績-A現状値2018)/(C目標年度2030-A現状値2018)
②(Y2024実績-X現状値2020)/(Z目標年度2030-X現状値2020)

【評価例】A：現状値以降は順調に推移し、前年実績を上回る。目標値をクリア。
B：現状値以降は前進し、前年実績を上回る。目標値クリアに近づく。
C：現状値以降は前進し、前年実績が同様もしくは下回る。
D：前年実績を下回り、現状値以降も後退

2022 R4	2023 R5	2024 R6	評価	2030 目標年度	R5(R3)-現状値 / 目標-現状値
1,633		—	D	1,340	85 / △ 391
1,816		—	家庭部門の適及改訂の影響により現状値から後退		△21.7%
△ 126				1,077	△ 76 / △ 818
1,691		—	B		9.3%
1,819		—	前年より前進し、現状値以降も前進	23,216	△ 2,448 / △ 16,455
+ 61				4,117	358 / 1,350
36,380	34,735	34,735	目標との差	16,208	1,951 / 5,319
40,684	36,214	37,223	+ 2,488	115,254	13,598 / 67,113
△ 662	△ 4,470	+ 1,009	対前年	19,30	0.77 / 15.70
3,037	3,172	3,172	目標との差	29.0	R5-現状値 / 目標-現状値
2,954	3,030	3,125	△ 47	9.00	△ 0.5% / 3.9%
+ 79	+ 76	+ 95	対前年	81.8	0.09 / 3.67
11,953	12,485	12,485	目標との差	612	12.6 / 62.1
11,778	12,171	12,840	+ 355	35.0	△ 69 / △ 34
+ 396	+ 393	+ 669	対前年	25.0	R5-現状値 / 目標-現状値
61,564	68,275	68,275	目標との差		R5-現状値 / 目標-現状値
53,127	58,260	61,739	△ 6,536		0.6% / 2.7%
+ 2,788	+ 5,133	+ 3,479	対前年		0.3% / 0.8%
4.30	—	—	—		
4.37	4.37	4.37	—		
+ 0	+ 0	+ 0	対前年		
—	—	—	—		
25.0	24.7	24.6	—		
△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	対前年		
—	—	—	—		
5.34	5.41	5.42	—		
+ 0.04	+ 0.07	+ 0.01	対前年		
26.6	33.5	33.5	目標との差		
25.5	30.2	32.3	△ 1.2		
+ 2.1	+ 4.7	+ 2.1	対前年		
—	—	—	—		
611	583	577	—		
△ 20	△ 28	△ 6	対前年		
—	—	—	—		
32.4	32.7	32.9	—		
△ 0.8	+ 0.3	+ 0.2	対前年		
—	25.0	25.0	—		
24.6	24.5	24.5	—		
△ 0.7	△ 0.1	+ 0.0	対前年		

は19.30kmとなる。

た。

2030年度目標値は同計画2031年度目標と同じとした。上表、目標達成率の計算は2019年度を基準年(現状値)として算出。

2022 R4	評価	2030 目標年度	基準年度比
870	2022年度は経済活動の好調や新型コロナウイルスへの対策緩和などにより、【産業部門】【運輸部門】で増加しました。【家庭部門】でもエネルギー消費量の増加により、2021年度よりも排出量が増加となりました。	526	-7.7%
610	基準年度からは省エネ対策やグリーンエネルギーへの転換が進んでおり、排出量は減少傾向にあります。	371	-26.9%
527		276	-10.4%
356		307	-11.9%
40		34	33.2%
2,403		1,514	-14.2%
1		1	-4.6%
4		5	-3.6%
2,409		1,520	-14.2%

※ 端数処理により合計等と一致しない場合があります